

第百三十二回国会 院 通信 委員 会 議 録 第 九 号

平成七年四月二十六日(水曜日)

午前十時開議

通信委員会調査 丸山 一敏君

出席委員

委員長 自見庄三郎君

理事 佐田玄一郎君 理事 住 博司君

理事 虎島 和夫君 理事 遠藤 乙彦君

理事 河村たかし君 理事 田中 昭一君

理事 小沢 鋭仁君

荒井 広幸君 大野 功統君

木村 義雄君 岸本 光造君

佐藤 剛男君 齊藤斗志二君

坂井 隆憲君 宮崎 茂一君

山下 徳夫君 小坂 憲次君

古賀 一成君 佐藤 守良君

齊藤 鉄夫君 高木 陽介君

高橋 一郎君 中島 衛君

日笠 勝之君 森本 晃司君

大木 正吾君 山崎 泉君

横光 克彦君 高見 裕一君

矢島 恒夫君

出席國務大臣 郵政 大臣 大出 俊君

出席政府委員 郵政政務次官 鹿熊 安正君

郵政大臣官房長 木村 強君

郵政大臣官房審 品川 萬里君

議官 加藤豊太郎君

郵政省郵務局長 谷 公士君

郵政省貯金局長 高木 繁俊君

郵政省簡易保険 局長

委員外の出席者 大蔵省理財局資 金第一課長 寺澤 辰磨君

郵政大臣官房建 築部長 尾島 勲君

委員の異動

四月二十六日

辞任 関谷 勝嗣君 補欠選任 木村 義雄君

神崎 武法君 森本 晃司君

日笠 勝之君 齊藤 鉄夫君

吉岡 賢治君 山崎 泉君

同日 補欠選任 大野 功統君

辞任 木村 義雄君 大野 功統君

齊藤 鉄夫君 日笠 勝之君

森本 晃司君 神崎 武法君

山崎 泉君 吉岡 賢治君

同日 補欠選任 関谷 勝嗣君

辞任 大野 功統君

本日の会議に付した案件

郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出 第六〇号)(参議院送付)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出 第七一号)(参議院送付)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)(参議院送付)

○自見委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、郵便振替法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、郵便貯金

法の一部を改正する法律案及び内閣提出、参議院送付、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村義雄君。

○木村委員 おはようございます。

それでは、議題となっております簡易保険、郵便貯金の、特に先物外国為替に關します法律の改正について御質問申し上げます。

現在非常に円高が進行いたしましたして、それにヘッジをしたいという気持ちはいろいろよくわかるわけでございますけれども、やはりいろいろな問題点がございまして、その辺の確認の意味を込めながら御質問申し上げます。

まず、郵便貯金と簡易保険の外国証券投資、相当な規模にもう積み重なっているという話もございまして、また、これだけ急激な円高が予想以上に進行しました結果、要するに、円高による差損と申しますか、そういうものが相当ふえているのではないかと思っておりますので、その現在の投資残高、あるいはどのくらい要するに含み損というものが出ているのか、簡単にお願いいたします。

○谷(公政府委員) お答え申し上げます。

貯金、保険、共通するところ多々ございまして、私の方からまとめて答えさせていただきますと思っております。

まず、郵便貯金は昭和六十二年から、簡易保険は五十六年からそれぞれ外国債への運用を開始したところでございますけれども、その残高は、平成七年三月末現在におきまして、郵便貯金につきましては約二兆七千億円となっておりまして、これは運用資産約三十兆円の九・一%に当たります。

また、簡易保険におきましては約四兆二千億円となっておりまして、運用資産約八十三兆円の五%を占めておるわけでございます。

それから、いわゆる為替差損のごときでございますけれども、近年の円高進行の影響を受けまして、郵便貯金及び簡易保険の保有外貨債を平成六年度末の為替レートで評価いたしておりますので、これはまだ決算値が確定いたしていませんので、正確には申し上げられませんが、おおむねということで申し上げますと、まず郵貯の金融自由化対策資金におきましては、外貨債の償還額も少ないということもございまして、五年度末の含み損四千六百四十二億円に比較いたしまして約一千億円の増加となろうかと考えております。それから、簡保資金におきましては、外貨債の償還もありませんことから、五年度末の九千二百二十一億円の額をやや下回る数字となろうかと見込んでおります。

なお、最近の円高等厳しい運用環境の中でございまして、郵貯、簡保とも為替リスクの少ない円建ての外国債を中心に、慎重なスタンスで運用を行っておりますのでございまして。

○木村委員 やはり相当な差損が発生しているわけでありまして。

そこで、今度の法律改正によってそのヘッジを行おう、ヘッジを行うために先物外国為替にある意味で手を出そう、こういうわけでありまして、先物外国為替といつてもいろいろな中身があるわけでございます。ですから、先物外国為替の外国為替の中で、今回扱うのはいわゆる先渡し取引、フォワードというのですか、ということであつて、米国のシカゴ・マーカンタイル・エクスチェンジで上場されておりますいわゆる通貨先物取引、フューチャーズじゃない、そういうことをちよつと確認したい。

また、特に今度英国のペアリング社というところ

ろで、要するにデリバティブ取引というのが話題になりましてけれども、恐ろしいのはこの通貨オプションであります。そういうものは今回の中に、範疇に含まれないというのを確認したいので、これはもうイエス、ノーぐらいで結構でございます。簡単にお願いします。

○谷(公)政府委員 先生今おっしゃいましたとおり、今回の先物外国為替の取引の中には通貨先物取引や通貨オプションなどのいわゆるデリバティブは含まれておりません。

○木村委員 これはやはり相当慎重にやってみてほしいと、ベアリング社みたいなことになっては大変なことになりますので、ここはしっかりと守っていただきたい、こう思うわけであり

それから、いわゆる先物外国為替の運用を「証券会社に委託する方法」こう書いてあります。限定をしております。なぜ外国為替の銀行、いわゆる外為銀行と取引することを排除するのか、この辺がよくわからないわけでありまして、やはり外国為替取引というのは、外為銀行、いわゆる為銀行が行うのがある意味で一般的なわけでございますけれども、今回はあえて証券会社だけに委託している。

御承知のように、証券会社、いろいろな問題点が過去ずっとあったわけでありまして、そのために証券監視委員会等ができて、あれは、金融機関等はまだまだそういう監視機関等をつくるに至らない、そこまでまだ信頼されていない、ところが証券会社の方は信頼されている。信頼されていない結果、ああいう監視機関等ができたわけであり

その後、インサイダー取引とか、いろいろな問題も発生しておりますが、要するにそういう証券会社だけに委託することの合理性、正当性、これはどういふふうにご考慮されるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。
○谷(公)政府委員 先生御指摘のとおり、外為銀行と直接行うのが一般的であろうかと思

れども、今回こういう方法をとりましたことは、巨額の資金を有します郵貯、簡保が自己の名義で先物外国為替の予約を直接外為公認銀行と行いました場合、外為市場に大きな影響を与える懸念がございます。そういった懸念から、外為公認銀行との取引をみずから行わず、証券会社に委託し、その名義で行うというふうな仕組みを採用することとしたわけでございます。

また、郵貯、簡保が行います先物外国為替の運用が投機となりませんよう、為替予約を保有の外貨債に個別に対応づけて、その範囲で行うことといたしておりますけれども、そういった保有外貨債は証券会社に委託をして、いわゆる保護預かりをしてもらっておりますので、その証券会社に委託するという方法が適当と考えたわけでございます。

○木村委員 余り納得のいくような話じゃないのですけれども、それでは、要するに証券会社というのが、まあそれを指定するわけでしょうけれども、その指定する証券会社として、これは個別にリンクするとはいいながら、実際問題として莫大な量の債券を、先ほど投資残高の中で話していただきましたように残高があると、実際に本当に一つ一つチェックできるかどうかというのは大変難しいわけでありまして、ある意味でその辺の問題点があるわけでありまして、また逆に証券会社から見れば、これは普通外国為替の取引というのは、例えば輸入業務、輸出業務を見てもわかるように商品と引きかえに支払い手段が行われる、そのための支払い手段を調達するために外国為替でもってお金を交換して支払いに充てるかという、ある意味で非常に直接リンクしているわけですね。リンクしているわけでも、個別に対応するとはいいながら、実際問題としてそれは難しい。

そういう中からすると、やはり今度、指定証券会社が郵政省から委託を受けて外国為替業務をするという中をよく見ると、これは実際には実需に基づかない取引を証券会社がするのはないか。ある意味で外国為替証券の範囲というものの大きな制約はあるにしても、これは大き過ぎるというか、大きな制約というのは、ある程度の制限はあるけれども、これは幅が非常に大きいわけですから、そうなる、果たして証券会社が実需の範疇から飛び出した取引をあえてするというのが法律的に許されるかどうか。また、外国為替銀行との間でもそういうふうな話で話し合いをしたことが何かございますか。
○谷(公)政府委員 大変専門的で難しい御質問なのでございます。正確にお答えできるかどうかはちょっと自信がないのでございますが、確かにこの業務は、証券取扱業務に関する実需に係る為替取引のみを指定証券会社が行うこととございますけれども、この業務は、外債の売買時に行う為替予約のように、顧客と証券会社との間の為替取引を行うというものを一般的には意味しているのだからと思っております。
しかしながら、今回導入を考えております先物外国為替の運用は、顧客と証券会社との間の取引ではございませんで、郵貯、簡保の委託を受けた証券会社が外国為替公認銀行との間で為替取引を行うというものでございますので、当該証券会社から見ると、外国為替及び外国貿易管理法に基づく外国為替業務に関する免許の対象となる業務ではないというふうに考えております。
それからまた、証券取引法との関係で考えますと、今回導入いたします先物外国為替の運用は、保有外貨債の為替変動リスクを軽減するという点で、運用する際には証券会社に委託しております保有外貨債に個別に対応させて行うということにしておりますので、この業務は、証券会社から見ると、保護預かりをしております外貨債の取引に関する業務ということで、証券取引業務に付随する業務に当たらないかというふうに考えられるところでございます。
なお、このスキームにつきましては、先生御案内のことと存じますが、今回の私どもの法

改正に伴う特別のものではないかと、従来から民間で行われているものと承知しております。そういう意味での関係法令との整合性は保たれておるものというふうにご理解をしておるところでございます。

○木村委員 為銀との話し合いはあったのですか。

○谷(公)政府委員 直接外国為替銀行との話をしておるわけではございませんけれども、大蔵省との間でこういった仕組みについての打ち合わせは済んでおります。

○木村委員 次に、要するに今回は証券会社に委託をするわけですが、委託とは何か。これはどこまで委託するのか。全部委託してしまうとか、それとも、例えば為替レートがこうだとか金額はどうだとかタイミニングはどうだとか、それから決済はどうするんだとか、そういう委託という言葉というのは非常に範囲が広いわけ、委託の言葉をもう少し明確に、法律には書けないのかもしれないけれども、これはちよつとはっきりさせていただかないといけないと思うので、その辺お聞かせいただきたいと思っております。

○谷(公)政府委員 この委託の内容でございますけれども、対象といたします外貨債を特定いたしますこと、それから予約のレート、予約の額、期間、それから予約を行うタイミング等の取引条件につきまして、相場の動向等を勘案いたしました上で、私ども郵貯、簡保が判断して、その内容で為替予約を証券会社に委託するという形をとりますので、委託されました証券会社は、委託されました今申し上げましたような詳細な内容を実行するという形になろうかと考えております。

○木村委員 外国為替取引というのは瞬間瞬間が勝負なのです。だから、書面でもって、何月何日何時の取引をしてくれ、条件はこうだとかなんとか、これは書けるわけがないのです。電話機を二台も三台も持っていて、皆さんテレビを見たことがおありになると思うのですけれども、電話の瞬間的な取引において、いや、電話をかけた

かけないという問題は、民間金融機関と業者との間でも、また、いわゆる短資業者との間でも、よくあることであります。

ところが、それはあくまでも民間の問題であり、まずけれども、今度は、郵政の方は、額が巨大です。巨大ですから、恐らくそういうやり取りの間において、言った、言わないとか、いろいろな意思の疎通を欠いた問題点が出てくる、そこで損失が発生するといった場合に、どういふ対応をとられるのですか。

○谷(公)政府委員 御指摘のとおりでございます。一々書面を始めというわけにはいかないと思ひます。しかし、電話等で取引を指示いたします場合も、そういったことについての正確な記録を確保する方法について検討してまいりたいと思ひますし、それから、事後可及的速やかに文書による処理もいたしたいと思つております。まず、御指摘のとおり、そういった取引の内容についてしっかりと確認する手続、方法が第一でございます。

そういったことができました段階で考えますと、その私どもからの指示に反する取引を仮に証券会社が行いました場合には、その責任は挙げて証券会社にあるということにならうと考えております。

○木村委員 今言ったような問題点の中で、結局、外為取引、先物外国為替取引というのは信用取引なんです。ある一定期間証券会社に信用を与え、こういうことになるわけでありまして、要するに、そういう場合のリスク問題、あるいは証券会社の信頼度。

例えば委託した会社がベアリング証券会社のよりに倒産してしまつた、こういう問題もこれから出てくる可能性が全くないとも言えない。そのときはどうするんだ。果たして日本の証券会社の今の体力でもって、今一万六千円前後で相当に体力がやられてる中でもって、この郵政省が行うような外国為替取引の巨額な取引の信頼に足り得るような証券会社かという、私は大きく疑問を

持つておるのです。その辺、どういふような対策、要するにリスク対策を考えておられるのか、お聞かせをいただきたい。

○谷(公)政府委員 御指摘のように、この先物外国為替の運用におきましては、為替変動のリスクのみならず、委託をいたしました証券会社の倒産等によりまして先物外国為替の取引が決済できなくなる、そういうリスクが存在することは確かにそのとおりでございます。この点については十分注意をしなければならぬと思ひます。

ただ、このようなりスクは、社債等のデフォルトリスクや債券の保護預かり先の倒産リスク等、既に私どもが抱えておりますリスクと同種のものでございまして、そういった点につきましては、私どもも従来から、取引先であります証券会社の財務内容、規模等を常に把握いたしまして、必要に応じて措置をとる体制をとるように対処してきてたところでございます。幸いに今までのところそういったことはございませぬけれども、したがって、本件先物外国為替の運用に係ります取引に当たりまして、このようなりスクを防止いたしますために、関係会社の財務内容、規模等を常に把握いたしまして、適切に対処していく必要があるらうと考えております。

○木村委員 今、次の住先生の時間をいただいております。そのことをお申し上げます。

それで、やはり危険の分散を図つていかなければいけない。証券界自体が非常に今低迷している、そういう中で、果たして私先ほどから話題にしております証券会社だけにこれだけの巨額な取引を任せていいのだろうか。もう少し危険分散、今言つたりリスク分散という意味を含めて証券会社のみを相手にこの外国為替取引を行うというのは問題じゃないかと私は考えておるので、この辺は今後検討の余地があるのかどうか、それをお聞かせいただきたい。

○谷(公)政府委員 証券会社を通じて先物外国為替を行うという、この仕組みの趣旨については、私どもといたしましては、この仕組みの中で今後運用を図つてまいりまして、その中でいろいろな問題が生じた場合には、そういった問題についてまた適切に対処することを考えていきたいと思ひます。

○木村委員 それは、問題が起こつた場合には検討をする、こういうこととていいんですか、イエスかノーか。

○谷(公)政府委員 現行の仕組みが問題を生ずるということになりますれば、当然に検討していく必要があると思ひます。

○木村委員 あと、私がこれは一番問題にしたいところなんですけれども、証券会社というのは本当に何するかわからない。要するに、今まではインサイダー取引の権化みたいで、やつと日本でインサイダー取引に対する法律を決めて、証券会社の勝手なことをするのを抑える。しかし、こういうインサイダー取引を放置していったということが海外から日本への証券に対する信頼を失つて、日本から多くの証券会社が、せつかく日本にきた証券会社がまた海外に散つてしまつたという悪い前例があるわけです。まだこの体質は残つていない。むしろまた、夢よもう一度と考えているような証券会社もある。

今度は何か小さな池に大きな鯨が舞い込んできたような、大きなお客さんが舞い込んできたわけなんです。ですからこれにうまく、株でいえばちょうちんみたいなことができるわけですよ、外国為替取引においても、株でいえばちょうちんみたいなことができれば、これをスカルピングというのですけれども、もしこういうちょうちんみたいなことをする証券会社が、要するに人のふんどしで相撲をとるような証券会社が出てきた場合に、郵政省としては証券会社にどういふようなペナルティーを与えるのか、その辺をちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 御指摘の、私どもの為替予約に絡めまして証券会社が自己勘定の取引を上乗せしてきやを稼ぐというふうな行為を行うこととな

りますと、当該証券会社のみが知り得た情報をもつて投資を行うということになりますし、また、その結果といたしまして円高を加速させる可能性も存在することとなるという点におきまして、これは好ましいものではないと私も認識しております。したがって、私どもの為替予約を取り次ぐ証券会社に対しては、そのようなことを行わないよう要請してまいりたいと思ひます。

また、万一当該証券会社が私どもの要請に反しましてそのような行為を行いました場合には、取引を停止し、場合によっては以後の取引を行わないなどの措置をとることが必要かと考えております。

○木村委員 住先生の時間をとつて非常に恐縮なので質問を最後にしたいと思つたのですが、今の話の中でもおわかりのように、要するに一兆数千億の膨大な含み損を今現在抱えておられます。これを、こういう円高下にあつて解消するというのはなかなか難しいと思つたわけでございまして、なかなか解消に向かう対策あるいは見込みがあるのか。また、果たしてこのまま今後こういう外債投資、これが適切なものかどうか。要するに、今後まだ外債を買ひ続けるのかどうか。これはやはり円高傾向と相まって非常に重要なことだと思ひますので、その辺のことをお聞かせいただきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 現在抱えております為替評価損につきましては確かに巨額なものでございまして、郵貯、簡保ともに大変深刻な問題であるという認識を持っております。

ただ、この為替評価損の実現につきましては多年にわたつて行われていくことでございまして、そういった意味で、できる限りの範囲内で平準化も考慮するというによりまして、事業経営への影響をできる限り少なくしてまいりたいと思ひます。仮に今後実現損が十五年程度で発生すると思ひますれば、郵貯、簡保とも運用利回りに与える影響は〇・一％程度の低下に抑えるこ

とができるのではないかと見込んでおります、現在の状況で推移すればのごとでございますが。

それから、私どももいたしましては、全体の資金運用の効率性の確保をできるだけ上げるように努めて、トータルとしての健全経営、利用者の方々への還元を図っていきたくと思っております。

それから、今後の外貨債運用でございますけれども、現在こういったような局面でございますので、先ほど申し上げましたように、外国債につきましては円建て外国債への運用を中心に考えておりました、外貨債運用については極めて慎重に対処すべきだと考えております。

○木村委員 本日は、住先生の御協力のおかげで私の所定の質問を終えることができました。ありがとうございました。

○自見委員長 木村先生、住先生で合わせて三十分の質問時間でございますから、残り時間内で住先生にお断りをいたします。

次に、住博司君。

○住委員 外国為替の問題については専門の木村さんがお話しになりましたので、私は郵便振替法の改正についてお伺いしたいと思います。

国税と電波利用料を郵便の口座振替で納めることができるようになるということで、これは利用者にとつては利便性が高まって大変結構なことだと思えます。しかし、郵便局というのは国庫金の収納機関であつて、国税の窓口収納というのは大正四年から始まっているわけでありまして、利用者に対するサービスとか預金者の要望に応じてサービスの向上を図るのは当たり前だ、私はこう思うのです。ところが、何で今ごろこんなものが出てくるんだ、何で今ごろ口座振替なんです、それについてお答えをいただきたいというのがまず一つ。

それから、根本的に、私はこう思うのですけれども、こんなことを一々法改正しなきゃいけないんですか。サービスの向上をやる時には省令や政令でできないんでしょうかということ。そ

の措置ではできないのはどういう仕組みがあつてできないのか、その点を御説明をいただきたい、これからどういふふうにしよつておられるのかということをお答えをいただきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 まさに御指摘のとおりでございます、口座振替による国税の収納につきましては、私どももいたしても多年の懸案事項でございます。従来から大蔵省との間で調整を図つてきたものでございます。しかし、総論といたしましては、為替貯金事業のサービスにつきましては抑制的であるべきだという御議論も一方でございましたし、また各論といたしましては、収納事務の具体的な取り扱ひ方法の調整が必要になりますこと、あるいは国税庁のコンピュータシステムの改造や手数料といった予算にかかわる問題がありましたこと等から政府内部での調整がなかなかつきませんで、これまで実現に至らなかつたものでございます。

しかし、金融機関のオンラインネットワークの高度化、キャッシュレス化の進展等金融機関を取り巻く環境が変化いたします中で、口座振替を利用した資金決済は時代の流れでもありますことから、利用者利便の向上に大きく資するものという認識で関係省庁一致をいたしまして、今回の予算要求におきまして、おくれればせながらでございますけれども認められたということでございます。

郵政省といたしましては、この制度によりまして利用者の利便が一段と向上することになるわけでございますので、これをお認めいただきますならば、広く御利用していただけるよう今後制度の周知、宣伝に努めていきたいと考えております。それから、二問目の御質問でございますけれども、今回これを法律改正ということでは、郵便振替法上、郵便振替に関する料金の徴収方法等を特例として規定する必要があるということになりますので今回法改正が必要となつたものでござい

ます。しかし、先生の御指摘は、もっと抜本的な改正を行つて、一々個別の取り扱ひについて特例を法律で列挙する必要はないようにすべきではないかという御指摘だと思ひます。

私どももいたしても、政省令レベルでサービスを弾力的に提供できるようにすることが望ましいと思ひます。従来から大蔵省との間で調整を図つてきたものでございまして、私どももいたしても多年の懸案事項でございます。従来から大蔵省との間で調整を図つてきたものでございまして、私どももいたしても多年の懸案事項でございます。従来から大蔵省との間で調整を図つてきたものでございまして、私どももいたしても多年の懸案事項でございます。

○住委員 もう時間がありませんから、とにかくサービスを向上するためには何ができるんだというところを真剣に考えて、省令、政令で対応できるような措置をとるためには何ができるかよく考えてそれをやつていただきたいと思ひます。

私は振替をやるときにいつも思ひますのは、多分、振替用紙に書いてあるのは、「最寄りの金融機関(除く郵便局)」と書いてあるわけですね。二万四千の全国のネットワークがあるということはどう生かすかということも念頭に置いてこの問題に取り組んでいただきたいということをお断りいたします。

○自見委員長 次に、山崎泉君。

○山崎(泉)委員 自見委員長には先般来、佐世保で大変お世話になりました。この場をかりまして、お礼を申し上げておきたいというふうに思ひます。

私は、きょうのこの改正案については賛成の立場で質問をさせていただいたものであります。とりわけ、この改正案について質問をする前に、郵便事業に対して私自身、言われなき批判がされであるというふうにご承知しておりました。その部分について、この場をかりまして省としての考えをお聞きをしたい。

して投機に走ることをないように歯どめを設定する必要があるのではないかと、また現在の郵便振替、これは郵便振替に集まつたお金は財投の方に入られて、そして利子をいただいておりますが、個人が郵便振替に入れたお金には利子がかからない、そういう利子をどういふふうにするか、どういふ問題等を聞きたいというところもあつて、先ほど申しましたように、とりあえず郵便事業全体について今回はお考え方を聞きたいというふうに思ひます。

まず、郵便局の郵便振替サービスについてお伺ひいたします。

今現在、国税の口座振替による収納を実施する際には十円でございますが、民間の金融機関にも手数料として九六年の一月から十円が支払われる予定というふう聞いております。しかし、現在、民間の金融機関が地方自治体の公金を口座振替で扱う場合には一切手数料は取つていないので、取つていられるところもあるかもしれませんけれども、全体的に取つていない。私に言わせると、これはダンピングだといふふうに思つておるのですが、今回、国税について引き落としの手数料が支払われるという機会を通じて、恐らくその十円の徴収も改善されていくというふうに考えます。

九州の状況を見てみると、市町村の公金自動振り込み導入状況は、福岡県とか佐賀県が非常にいいのですが、我が長崎県は、市町村の市ではたつた二つの市、町では二十五、村ではゼロ、こういうふうな厳しい状況になってあるのですが、やはりこの十円の問題がかかつてあるというふうに思ひます。

そこで、郵政省としては、公金の収納事務の取り扱ひを普及させる上で、十円の問題で障害が解決をされるというふうにご承知しております。したがって、利用者の利便のために今後どのような取り組みを行つていくのか、省としての考え方を聞きたいというふうに思ひます。

○谷(公)政府委員 確かに御指摘のとおり、私ど

もの公金の収納につきまして、御利用いただいている自治体は全国三千三百五の地方自治体のうち約半数、千六百六十六でございます。また未利用の自治体が多いわけでございます。その未利用の自治体の中には民間金融機関の手数料が無料あるいは郵便局と比べて非常に安いということも理由として挙げられておるところもございませうけれども、しかし、先生も今仰せになりましたように、これらのサービスの事務に係る経費につきましては受益者がそれぞれ負担をさせていただく、公平に負担をさせていただくという観点から、あるいは事業経営上の観点から、必要最小限の手数料をいただくということはごく普通のことではないかと考えているわけでございます。

近年、民間金融機関におきましても、そういった観点から、手数料の有料化あるいは引き上げを行う向きも見受けられるところでございます。また、御指摘の今回の国税の収納等の取り扱いができるよう御審議いただいているところでございますが、そのことに合わせて、民間金融機関の国税等の口座振替についても郵便局と同様の手数料十円を支払うお考えというふう聞いております。

そういう動きがございますので、私どもといたしましては、そういう中で本省あるいは地方の機関それぞれが関係の向きに対して、国民の、住民の方々の利便向上という観点から、適正な使用料をお払いいただいた上で、このサービスを多くの方が利用できるようにしていただけるように、その御理解を得るべく働きかけてまいりたいと考えております。

○山崎(泉)委員 次に、近年、御案内のとおり金利の自由化が進展をして商品やサービスの多様化が進んでおりますが、この金融自由化の仕組みができた環境の中で、銀行などは十年一日のごとく郵便貯金の批判を繰り返しているというふうに思います。

本当に郵便貯金は肥大化して民間金融機関を圧迫しているのか、郵便貯金のシェアは著しく増大

しておるか、お聞きをしたいというふうな思っているのですが、二月十五日の大蔵委員会で新進党の方がこの辺についても数字を挙げながら質問をしております。その一例ですが、ちなみに、金融関係全体の数字でございますが、公的金融のシェアが年々拡大している。昭和三十年、公的金融のシェアは二〇・六％だったのですが、昭和五十年には二〇・〇％、平成五年には四三・二％と、多分の傾向はそのまま平成六年、平成七年という形で受け継がれるのではないかと思います。郵貯の肥大化に至ってはもう御承知のとおりであります。こういうふうなことを申し上げておりますが、私は若干、この数字のとり方はどういふものを集めてきたのか、ちよつと理解ができないのでございませうが、いずれにしても、そういうことで本当に郵貯は肥大化をして民間の金融機関を圧迫しておるかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○谷(公)政府委員 そういった御批判をなされる向きがあることは事実なんでしょうけれども、データで見ますと、郵便貯金の個人貯蓄に占めるシェアは二十年間約二〇％と、ほぼ一定をしております。そういう意味で、郵貯が肥大化しているのは郵貯が民業を圧迫しているというのとは具体的にどういふ事実であるのか、私ども非常に理解に苦しむところでございます。

また、例えば最近の全国銀行の預金の増減状況を見ましても、確かに景気の影響を受けて法入預金は大幅に減少していることはございませうけれども、個人預金を見ますと堅調に推移をしております。そういう意味で、私ども郵便貯金は個人預金でございませうが、そういう意味で、郵便貯金が民間預金がシフトしているという事実もなにと考えております。

それから、これらに加えて、金融自由化を迎えるに際しまして、郵便貯金の金利につきましても、大蔵省との間で民間金利に準拠するところをございませうので、これによりまして、従来一部にありましたそういう御懸念は解消できるもの

と考えておるところでございます。

○山崎(泉)委員 また、郵便局の定額貯金は民間金融機関に提供できない商品であり、この定額貯金を見直せという声もあるようでありませうが、現実に一部の民間金融機関では定額貯金に似た商品を販売しておりますし、またこの秋には民間の金融機関でも十年物の定期預金を実現させるといふふうに聞いております。そういうことを考えた場合に、私は単なるそういう批判はためにする議論であるというふうには思いません。

同時に、その例として、通常貯金の金利差についての議論もありません。通常貯金は郵便貯金残高の二割にも満たないのであります。これがあたかも郵便貯金全体にかかわっておられるような言い方をされるというのはどうなのか。郵便局の通常貯金は銀行の普通預金と同じ流動性の預金であるわけでありませうから銀行と同じ水準まで下げろというふうな意見は私はどうも理解ができません。したがって、お伺いをいたします。通常貯金が銀行の普通預金に比べて金利はなぜ高いのか、また、これにより民間金融機関から郵便貯金にお金がシフトしたという事実があるのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○谷(公)政府委員 郵便貯金の扱っております商品の中の大宗を占めます定額貯金につきまして、その利率は、先ほど申し上げましたように大蔵省とルールを合意いたしまして民間の定期預金の平均金利に準拠するような方式を定めまして、したがって、民間との金利差ということになりました。商品としましてはそれほどのシェアを占めておりませうが、通常貯金が普通預金と一％差があるということ、この商品について非常に注目をするというふうな動きがあるわけでございます。

しかし、民間金融機関の普通預金より一％程度高く金利を設定するということをしておるといふことは事実でございますけれども、これは、通常貯金が専ら個人が貯蓄目的と決済目的の双方に利用しているという商品であるのに対して、民間

間の普通預金は個人の資金のはか約四割が法人の利用でございまして、法人が日々の決済目的のために利用しているというものでございませうので、この両者は利用構造、商品特性等に大きな差があるわけでございます。したがって、これらと同種の商品と見て金利差があるのはおかしいという理屈はおかしいと思っておりますが、そういう指摘が一部になされておりました。

しかし、これらの差は利用構造、商品特性の差に基づくものであるということにつきましては昨年十二月大蔵省とも改めて確認をしたところでございませう。こうした両者の相違を無視いたしましてこの両者の金利差を縮小するということになりませうと、それはかつて個人の預金者の利益を損なうことになるといふものだと考えております。それからシフトの問題でございませうけれども、こういった金利差は、低金利・高金利時代を通じて規制金利時代から一・四％ないし一・一％という大きな幅で多年にわたって存在していたものでございませうけれども、中長期的に見ますと、通常貯金のシェアは漸減をいたしておりますのに対して、個人の民間の普通預金残高のシェアは逆に漸増をいたしております、いわゆるシフトとは逆の現象を示しているところでございます。そういう資金シフトが発生しているということも、それは全く事実ではございませう。

○山崎(泉)委員 何しろ、郵便貯金に対する批判がある。しかし、この批判は主役である利用者や国民の立場に立った姿が見えてないというふうには私には思いません。

今度の阪神大震災でも、見てください、兵庫地区では郵便貯金ふえていたのですよ。いわゆる郵便局が全力で、自分たちの、自分個人の家のことを考えず、公的機関としての役目を果たした、それが評価を受けているのですよ。一方、銀行さん見てください。パールの時代に何したのか、両信用組合だつて何したのか。国民はよく見ていますよ。雲仙の普賢岳の災害のときでも、転送された郵便が二カ月後に関東まで行ったというふ

うに、一生懸命頑張っているのですよね。

そういう全体が、私は郵便事業が、特にまた郵便貯金が評価をされてある証拠だというふうな思いなのですが、郵便貯金そのものの意義や役割についてどのようか考えてあるのか、いま一度明確にしておきたいというふうに思います。

さらに、同時に、広く国民に理解を求めざるべきであるというふうに思うのですが、どのように考えておられるか、短目にお願します。

○谷(公)政府委員 郵便貯金の役割でございますけれども、国営、非営利の個人専門の貯蓄機関として、国民のニーズに応じた個人金融サービスをおまねく公平に提供するという、貯金法のためにございませぬけれども、そういったことを使命として、現実にも国民に最も身近な金融機関として利用され、国民生活に役立っているものと考えております。これからの役割はますます重要になってくるものと考えております。

こういったことについて国民の皆様は御理解をいただくための私どもの働きかけでございますけれども、これまでもディスクロージャーのための冊子等を通じて、いろいろ御理解をいただくように努めてきたところでございます。今後は、金融の自由化の進展によりまして、金融と国民生活が一層密接に関係してくることとなると思われますので、私どもの果たす役割や意義につきましても、国民の皆様は正しく御理解をいただきますことがより一層重要になるものと認識をいたしております。今後とも、国民に最も身近な金融機関として広く理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

○山崎(泉)委員 郵便貯金についてのいわれなき批判に対しての省の考え方はわかりましたが、やはり第一線で働いておられる職員というのは悩んでいるのです。働きが鈍ければ親方日の丸、こういう批判を受けますし、一生懸命頑張れば集めればまた民間たたきだというふうに言われます。私はよく職場を回るのですが、そういうふうな民間たたきするならば、昔のようにストライキをおれが指

導してやろうか、こういう冗談も言いながら、職場を回ってあるのです。

大臣、せっかくお見えですから、大臣に、職員が自信を持って営業活動に取り組めるように、どのような心構えで営業活動を行ってほしいのか、この辺、大臣、さちつと御答弁を願いたいというふうに思います。

○大出国務大臣 山崎さんも郵政三事業の現場を知り抜いている先生でございますから、私も実は戦時中でございますが、郵便局に入つて、いきなり、郵便の取締という役職がありまして、その方に呼ばれて、君が郵便課に配属になった、天職だと言つたのです。国営である、暮れ、正月は休めない、これも天職だ、とにかく郵便法に基づく国民の財産である郵便事業、確実にお届けをする使命があると言つたのです。そういう訓示めいた話でございますが、これ、まだいまだに身にしみておりますがね。

だから、阪神の大震災のときに、四日目に私は神戸地郵に参りましたけれども、三階がつぶれているのですけれども、そこで郵便の区分から、そこから出て配達をやつておられる。お父さんを亡くした方、御家族を亡くした方、何人もいるのですよ。直接話してみましたが、やはり届けなければならぬ使命を、言いませんけれども、みんな同じように感じているのです。個人小包、つまり個人あての小包に非常に困つておられるとこぼしていただきましたけれども、届けてみたらつぶれているというわけですね。何も無い。捜して、避難所へやつと届けたという話が出てくるのです。

つまり、これが今の郵政三事業、つまり、明治四年から始めて百二十年たつ郵便の性格ですね。阪神大震災で本当によくわかつた私は思つて居るのですけれども、それから貯金、保険でございますけれども、特にこれははつきりしておいていただきたいのは、財投資金というものは、これについて、何となく政府関係金融機関というものは悪だと言わんばかりの話がありますが、そんなことはないで、この間

の、この国会の子算委員会、財投の話はたくさん出るのですけれども、ではどうするということ御意見がない。だから、私も何遍か答えましたが、実は貯金というものの性格は、山崎さんが御存じのように、生活預金、個人預金なのですよ。日々の生活のおかずの代金まで考えながら、郵便局との関係で払っていくという、貯金していただくという、そういう性格のもの。

だから、財投財源債という言い方が一部にありますがけれども、今の財投資金のかわりに財源債とせばいい、そんなこと言つたつて、財投財源債というのは国債と同じ性格のものでございまして、国債より金利を上げれば国債は売れなくなるわけですから成り立たない。

あくまでも今のこの、財投財源債というのは残高が今日三百九十九兆円ございませぬけれども、三百九十九兆のうちで、貯金が百三十四兆円、保険が四十三兆円、合計百七十七兆円というの、末端の郵便局で皆さんが一生懸命頑張つて、座つていて集まるのではないのですから、集めておいて集まるの生活に直結したところで個人預金を集めておいてなる貯金の金、保険の金、貯金が百三十四兆、保険が四十三兆、合計百七十七兆、財投全部の中の五七・二％というのは郵便局なんです。

今一番景気浮揚の頂点にあるのは住宅でございますが、住宅金融公庫は昨年まで八兆九千億、これは十兆を超えてしまつて居るのですね、この貯金、保険の金が行つて居るのは、ここから始まりまして、中小企業金融公庫、昨年まで二兆四千億、これは三兆円。つまり、道路公団初めあらゆる政府関係の機関にみんな金が行つて居る。これが実は社会資本という形でこの国を動かしているということになる。

だから、高齢化社会が来ますが、そのところをひとつ自信を持っていたら、そして、九一年、二年、三年、行政改革審議会が三年議論をされて、九三年の十月二十七日に答申が出ていますけれども、経団連試案とか稲盛私案とかございませぬけれども、結果的に、肥大化という懸念

を世間が感じて居るようだから、この懸念をなくす、そういう経営、運営をやつてくれということ、現状を全部認めて決着がついている。

○山崎(泉)委員 終わります。ありがとうございます。

○大木委員 今の山崎さんの質問と関係いたしまして、続いて伺いますが、ひとつ大蔵省から伺いたいです。

最近の特殊法人の見直しに関連いたしました、たくさん記事を持つてきたのですが、財投機関の見直しから、さらに入りまして、郵貯の問題等に意見が出ておいて、私、やはりこれに対する一定の反論、見解というものを申し上げておかなければいけない、こういう気持ちがあつて、きょう質問に立ちました。

要するに、郵貯がふえているから財投にむだ遣いができる、こういった主張もあつて居ります。財投を所管している大蔵省といたしまして、こういった意見に対してどういうふうにお考えでありますか、まずそれを第一点に聞きます。

○寺澤説明員 お答えいたします。郵便貯金が財投の重要な原資としての役割を担つて居るということは御指摘のとおりでございます。財投、いわゆる財政政策、各種政策を投融資、金融的手法により行うシステムということでございませぬ。

いますが、そういった予算全体の資源配分との関連、それから経済情勢との関連を踏まえまして、個々の財投機関の資金需要とか償還確実性を十分精査し、機動的に編成しているところでございまして、原資の動向、特にその中の郵貯の増加の動向によって機械的に財投の規模が左右されるということでは無いと理解しております。

○大木委員 財投の中でも、国有林の問題でございましてか国鉄関係とか、私たちが見ていますね、どうしても採算が合いにくいものがありますね。それから同時に、では国民生活にとりまして林野がなかつたらどうなるかという問題も考えてみるべき一面がありますよ。それから同時に、こういったものは五十年、七十年たちまさんと一人前の木になりませんから、育てるのになかなか時間がかかります。

そういう面について、もう少し具体的に、どういう機関に金を出して、どうしても採算が合わないという問題等を含めまして、もっと厳しくディスクロージャーする、徹底してやる気持ちが大蔵省としてはないでしょうか。その辺について伺っておきたいのです。

○寺澤説明員 お答えいたします。

財政投融資の資金は、先ほども申し上げましたように、国の制度、信用に基づいて集められたお金を主要な原資としておりますので、それは償還確実性が保たれるところに運用するというのが基本でございます。

今先生、国鉄清算事業団と国有林野の問題を挙げただけでしたが、国有林野につきましても、治山治水、水源涵養、環境保全といった公益的な機能を持っておりまして、そういう公益的なものを持つたところの事業をどういうふうにするかという政策的な役割をまず検討しつつ、一方で、現在確かに、高度成長期に大量に植林されました人工林が平均三十五年といった林齢でございまして、まだ間伐等コストがかかる時期にございまして、あと十五年もいたしますと収益が出てくる

というようなこと。それから事業全体につきましても、国有林野事業改善特別措置法に基づきまして事業の改善計画が樹立されております。こういったことで採算性の向上を図るということになっておりますことから、償還確実性も十分担保できるということで貸し付けを行っているものでございまして。

なお、そのディスクロージャーについてどうかということもございまして、先般、二月二十四日の特殊法人にかかわります閣議決定におきましても、各法人の業務等につきまして積極的な情報公開を進めるとされておまして、今後、政府部内において検討されていくものと考えております。

○大木委員 ディスクロージャー、これはなるべく国民に疑問を与えない形でもって、同時に、どうしてもベイヤシなもの理由等についても、あるいは国民の方が負担すべきものがあるわけですから、そういった面を含めてぜひしっかりやってほしい、こういうふうな申し上げておきます。さて、最後の質問でございまして、大臣にお伺いしたいのですが、日本の現在の景気状態、円高状態、相当構造的な面がございまして、そう簡単にはクリントンが妥協するということの様子は見えない感じがいたします。やっぱり三〇％程度の経済成長が見込まれませんかと財政も税制もなかなかうまく入ってきませんね。一方の面では、そういった状態がしばらく続く。恐らく五年か七年ぐらい続くでしょう。そう簡単に光は見えてきませんか

らね。同時に他の面では、高齢者社会が進行しますよね。そうしますと、やっぱり日本の産業、経済全体を見たときに、結果的に、一面的には、従来道路とか橋みたいな面の公共投資から、高齢者社会というものを展望した場合には、医療、福祉の面の投資あるいは生活面の投資、こういったことがふえてきますね。現在の財投というものについて税調会長なんかは何かおぼえていましたけれどもね。新聞にでかかると書いてある。ああいう乱暴

な意見が出てきて、本言って私たちが黙ってられないのです。日本の財政どうなってしまうんだ、この心配するのです。私が見た目では、実は二年前に小泉さんにも申し上げたことがあるのですけれども、日本の税財政問題につきましては、恐らくヨーロッパと違ひまして、そう簡単に財投というものを消して税金だけでやることはまず我々が生きている間はないです、こういう話をしたことがあるのですが、私の考え方は今でも変わっていませんし、高齢者社会ですから、もっとそういった面が大事になってくる、こういう感じがいたします。

そこで、これは大蔵省の方からまず簡単に意見を聞いて、後で大臣の決意を伺いたい、こういう気持ちであります。

○大出國務大臣 大木さんも山崎さんも私も、みんな郵便局の現場をよく知り過ぎていてるわけですが、けれども、一生懸命貯蓄や保険、財投原資を集めている皆さんにぜひ自信を持ってもらいたい、私もそう思っています。

そこで、今お話がございましたように、財投原資、さつき申し上げましたが、今の残高は三百九兆ございまして、この三百九兆のうちで百三十四兆が貯蓄でございまして、四十三兆が保険でございまして、トータルで百七十七兆ございまして。だから、三百九兆のうち五七・二％は貯蓄、保険の金である。それで、七年度でいうと、四十八兆二千億というのがことしの財投です。そうしますと、国は七十兆の予算を組んでいまして、それに對する四十八兆二千億、国会に財投は四十八兆二千億でございまして出しているわけですから、この四十八兆二千億の重みというものは、おっしゃるとおり、これをなくしたら日本という国の経済が動かなくなってしまうですね。

内訳は、これは予算委員会、私、桜井新さんの御質問がございまして答えて、いろいろ申し上げたのですが、後から賛成者がたくさんおいらになりまして。今の景気浮揚の目玉は相変わらず住宅ですけれども、住宅金融公庫に十兆六千二百八十九億、七年で十兆円を超えているわけですからね。国民金融公庫が三兆二千億、中小企業金融公庫、これも今まさに目玉で何とかしなければならぬわけですが、二兆五千億、日本道路公団が一兆九千億、日本開発銀行が同じく一兆九千億、住宅・都市整備公団が一兆三千億、地方公共団体に七兆二千億貸しているわけですね。

ですから、ここらは、考えてみますと、この財投の枠組みというものを、いろいろ議論はあるのだけれども、ではどうするかという意見が出てこないということは何を意味するかという、活用しているこの財投の仕組み、これに手をつけたらえらいことになる、これがなければ動かないというふうなみんな思っているから出てこない。

ですから、やはりそういう意味で、高齢化社会が参りますから、この使い方という問題についてはいろいろございまして。そこらへ、今の御指摘のような方向も含めて、将来に向かってどういうふうな財投原資というものを、五七・二％を抱えている我々の側で考えていくか、真剣に考えていきたい、こう思っております。

○大木委員 終わります。

○自見委員長 次に、日笠勝之君。

○日笠委員 おはようございます。御苦勞さまでございます。

去る二月十五日のこの逓信委員会、福祉定期郵便貯金の延長を強く要請したところ、大臣の力強い御判断で、これが一年間延長ということになって、本当に心から敬意を表するわけでございます。

そこで、これは二月二十八日で一応終わって、さらに三月一日から、来年が何かうう年で二月二十九日ということだそうですが、一年間延長ということになりました。これのPRでございまして、五百五十万人ぐらい一応対象者はいらっしゃる、しかし実際に福祉定期郵便貯金に加入されている方は非常に少ない、非常にギャップ、乖離があるということでございます。

発生したわけですから、非常に重要と言えは重要だと思つたのです。

○高木(憲)政府委員 先生のお話のとおりデリバティブというのは大変難しい概念でございます。これがわかるかわからないかで年代がわかるというふうな話もあるわけでございます。私も正直言つてよくわからない部分が多々ございます。今幾つか例をお出しただきましたデリバティブあるいは広い意味でのリスクヘッジ手法というものについては、私もももできるだけ、大切なお金でございますので、リスクを回避するための手段というものは充実したいと思ひ、一方でリスクヘッジ手段がまたリスクを呼び込むこともございます。したがって、これは私どもの持つ能力といましようか、私も自身の資質というものの絡み、あるいは市場がこれからどう動くかということの絡み、もちろんあるわけでございますが、その中でやはり、状況に応じて言うところのちよつと漠然としておりますが、将来的には考えていかなければならないだろう、こう思つております。

差し向きは、やはり今回の法案でお願いしております。まず為替先物、これをまず先ほど申し上げましたように慎重に充実してやることから始めたい、このように思つております。

○日笠委員 そこで、ヘッジの導入に関連いたしまして、最近、会計上ヘッジの効果も把握でき、いわゆるヘッジ会計ということがだんだん議論されておるようでございます。いわゆる金融自由化対策資金であるとか簡保の積立金として、為替予約のヘッジ会計の導入ですね、これはどういふふうにお考えになつておられるか、基本的なところで結構でございますが、お答え願えればと思ひます。

○高木(憲)政府委員 いわゆるデイスクローズという面から、利用者の方々にできるだけわかりやすい情報を提供するということが大変大切なことでございます。

通常の会計処理上表に出てこないものを含めてどのようにするかというのは大変重要な課題だと思つております。ただ、私どもの会計処理基準、先生御承知のように、官庁会計の原則のほかに多少民間に準拠した部分がございますけれども、どちらかという官庁の中での仕組みになつております。したがって、これからの問題でございますけれども、ほかの役所あるいは特殊法人等の会計処理基準との関係部分を含めて検討してまいりたい、このように思つております。

○日笠委員 いずれにしてもデイスクロージャーということは非常に大切でございますし、それから行政情報公開法なるものが、二年以内に法案をつくらうということでも今政府も積極的に検討を行つていきますね。そうすると、一加入者が行政情報公開法に基づいて、一体このヘッジのデイスクロージャーはどうなつていくかということでも要求される場合もあるかもしれませんね。国がやっておるのですから、国営です。

そういうことも考えると、二年以内ぐらいには一応の方向を見出しおかないと、あれもできません、これもだめですと言つと、行政情報公開法なるものももってきたとした場合は、これはちよつと何か秘密性を帯びたような感じになつてしまつてくると思ひますが、局長、二年以内ぐらいには大体の方向を見出しおかなければならぬ

いとおつたりですか、それとも、もう五年、二十一世紀の先だ、こういうふうなお話なんですか。行政情報公開法との絡みということを考えていただければ、ひとつ御答弁いただければと思ひます。

○高木(憲)政府委員 御指摘はそのとおりであろうというふうな思ひながら、なかなか難しいなという思ひがいたしております。

と申しますのは、先ほど申し上げましたように、国の会計の中で存在しております。ほかの絡みというものがいろいろございます。そしてまた、一つ現在の動きとしてございますのが、大蔵省の企業会計審議会というところで会計処理基準を現在検討中というふうな何つておりました。この辺はやはり私も十分に見る必要があるなと思つておりますので、二年か五年かというタイムクトのお答えは大変しくございまして、けれども、その審議会の動き等も見ながら、情報公開法等に支障のないような取り組みをしたいというふうな思ひ次第でございます。

○日笠委員 さて、法案の審議からちよつと外れるかもしれませんが、何点か御質問を申し上げます。

これは二月十五日の通信委員会でも申し上げましたが、どうも気になりますし、参議院の通信委員会でも同趣旨のことがこの法案の審議に付随してあつたようでございますので、もう一度確認をしながら質問してみたいと思つたのですが、地方公務員の給与振り込みでございます。

資料をいただいておりますが、大体、県はゼロでございますが、あと市町村で三分の一程度が郵便局の口座に振り込んでおられるということですね。私は、金融自由化というのは、二年前でしたが大蔵委員会で、私も委員で金融自由化のことについて大議論をした覚えがあります。そのときに、金融自由化とは何ぞやという、一つはいわゆる金利ですね、金利の自由化。これが昨年の秋で一応完結をしたわけですね。もう一つの金融自由化

は、いわゆる商品とかサービスの業務の自由化である。そうなつてくると、これから業務、すなわち商品であるとかサービスの自由化というものが、それぞれの金融機関また郵貯なんかも利用者の利便を図つていくためにやつていかなきゃならぬわけですね。完結しないわけですね。

そういうことになりまして、地方公務員の方、県の職員も相当数いらっしゃるわけですが、近くにある郵便局、そこで振り込んでもらえればいつでも自由に出し入れができるのという方が非常に多いわけですね。そうなつてくると、これはもう公務員の方も利用者であり消費者ですから、要望、要求はぜひ実現をさせてあげよう。これは強制的に郵便局だけの口座を使うようというわけじゃないわけですね。選択制でもありまして、そういうふうなネットワークがあることは重々承知ですが、先ほど申し上げました、金融自由化の中の金利の自由化は完結した、これから業務、すなわち商品とかサービスの自由化を確立していかなきゃいけない、こういう立場から見れば、当然これは自治省さんなり大蔵省さん等と踏まえて、詰めに詰めて早急にこの実現をしていくということが、これは自然の流れだろう、こう思つたのです。

そこで、この前もお聞きしましたが、改めて現状と問題点、現在どういふところがネックになつておるか、あわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 現状でございますけれども、先生も御案内のとおり、全国三千三百の自治体のうち千八百七十七市町村、約三六〇弱でございますけれども、で御利用いただいております。しかし都道府県レベルでは、なかなか関係先との調整が進んでおりませんで御利用がないというふうな実態でございます。私も、全国に最も普遍的なネットワークを持つておるわけでございますから、御利用者の便宜という意味でぜひこのネットワークを活用していただきたいと思つております。

現在の仕組みで申しますと、結局、金融機関相互間で資金の決済等が確実かつ円滑に行われる必要があるという考え方がございまして、そういう意味で、各自自治体の指定金融機関と私どもとの間のこういった資金のやりとりをどうするかという問題があるわけでございます。また、地方のそれぞれの金融機関と自治体との御関係ということもあるわけでございます。いろいろ問題はあられるわけでございます。やはり今申し上げましたように、利用者の利便ということを第一に考えてぜひとも御利用いただくかなければならないという観点から、関係団体と話し合いを進めます一方、自治省との間でも今鋭意協議を継続中でございまして、何とかしてより多くの方々に利用できるように、関係者の御理解を得て進めてまいりたいと考えております。

○日笠委員 私よく新聞の投書欄を見るんですね。いわゆる国民の声が、一〇〇％とは言いませんが、ある程度反映されておるといふふうに見えておるわけですね。

これは高知新聞でございますが、投書欄に、郵便局に給与振り込みをというところで投書が載っておりますね。これは高知県の職員の方だそうですが、「県職員の給与が、去年の十一月ですかね、十一月から口座振り込みになることになり、県職員の一員である私も、早速、郵便局の口座の方に振り込んでいたとこうと問い合わせました。しかし、郵便局の方には、振り込むことはできないというお返事でした。」それでいろいろ理由を書いています。「最寄りの銀行まで、少なくとも車で三十分かかります」とか。最後に、「希望者がいる限り、郵便局を、口座振り込みの一機関として、取り上げていただきたい」という要望の投書ですね。

これは当然多いわけでしょうね、こういう方も、一つで万事がわかるとは言いませんけれども、先ほど言いました、利用者の利便を図る、これも金融自由化の大きな一つの柱である、こういうことから、ぜひひとつ積極的に自治省さん、大

蔵省さん等と詰めていただき、早期にこれが実現できるように、重ねてこれは大臣、この前もお願いしましたが、さらにお願いたいと思うのです。

○大出国務大臣 これは日笠先生、もう長年の懸案でございます。郵便局を除くなんてやられることを我儘のいきぬとこでございまして、自治省とも私も何遍か話してみっております。ただ、非常に微妙なんです。大蔵との関係等ありまして。したがって、より一層ひとつ一生懸命やってみたいと思っております。

○日笠委員 特段の御努力、御尽力をお願い申し上げます。それから、地方自治体の公金の自動振り込みでございます。現状は大体いかなってございまして、

○谷(公)政府委員 地方自治体の公金でございますけれども、税金、各種保険料、住宅使用料等いろいろあるわけでございます。これらをひっくりめまして公金収納の取り扱いに郵便局の口座振替を御利用いただいております自治体は約五割でございます。まだまだ未導入の自治体が多いわけでございます。この問題につきましても、自治体職員の給与振り込みと同様の問題でございまして、さらにこれが自治体職員ではなく住民全体であるという意味でいいますと、より一層御理解を得て進めていかなきゃならぬ性格の問題だと考えております。今後一層努力してまいりたいと考えております。

○日笠委員 またまた投書欄を出しますけれども、これは塾教師の女性の方ですが、年金料の納入、なぜ郵便局が使えないのかということ、要は、郵便局の郵便貯金の通帳の給料から引き出して今度は銀行へ持っていくかききいけい、郵便局は扱っていないのですから、ある自治体です。非常に不便だ、こういうふうな投書が出ております。

ですから、この辺のところは、公金の収納、納入というふうなことは、自動振り込みなどにつき

ましては、これだけオンライン化が進み、郵政省も第一次オンラインで一千九百億ですか、第二次で二千億円ぐらゐの、全国くまなく二万四千の郵便局と津々浦々あるわけでございますから、一番のネットワークがある。それが自治体によってこれもだめ、あれもだめ、こういうことでは利用者が困っちゃうんですね。

このことをやることによって民間金融機関を圧迫するとかいうんじゃないで、まさに民間ができないところを官が補完をすることになるわけですから、この辺のところも、もちろん、各郵政局を初め郵便局長さんも自治体の長のところいろいろ御苦勞をよくわかっておりますが、もう少し郵政省全体でバックアップして、そういう利用者の利便向上、サービスの向上ということを図れるように、これも特段の御尽力を要請したいと思っております。

○大出国務大臣 この件も長い間の懸案でございまして、ですから、まあちょうど半分ぐらゐになりましようか、なお精力的にそれぞれの自治体と詰めるということにいたしております。おっしゃるとおり、これは非常に国民の側からすれば不便過ぎるわけでございますから、そこに大義名分もございまして、なおまた一生懸命やってみたいと思っております。

○日笠委員 いや、利用者利便、サービス向上という観点からあと何点が続けさせていただきませう。

郵便局の駐車場、駐輪場でございますが、実態をまず把握されておられましようか。郵便局の駐輪場、駐車場、こういうものについて実態把握をまずされていきますか。

○尾島説明員 現状について説明申し上げます。現在は、新築する場合には、普通局に関しては一局当たりおおむね十から十五台、特定局は一局当たりおおむね二から三台を設置するようにしております。また既設局の特定局につきましては、お客様駐車場の充実を図るために、局舎の設置状況等を勘案しながら、平成元年度から一局当たり二台を確保するように整備を進めております。今後とも十分に対応していきたいと思っております。

○日笠委員 整備率はどうなっておりますか。

○尾島説明員 普通局についてはおおむね大体十から十五台、どこの局舎でも置けるようになっております。

○日笠委員 一〇〇％ですか。

○尾島説明員 はい、大体一〇〇％です。特定局についてはいろいろな条件がございまして、いろいろなところがございまして。例えばビル局舎というのがございまして、例えばビル局舎の中にあるビル局舎につきましても平成元年度から五カ年計画で実施したところでありまして、実施局数は五百五十一局完成いたしました。全体では千五百五十五局あるのですけれども、必要度の低い局、あるいはどうしてもできない局というのがございまして、それについてはちよつと除いてあるのですけれども。

それから、特定局の一般局舎ですけれども、これも平成四年度から五カ年計画で、八年度完成のつもりでやっておりますけれども、全体数で一万四千六百五十三局あるのですけれども、これもどうしてもできない局を除きますと、どうしてもできない局が大体五千四百三十局ほどございまして、駐車場のある局が七千九百六十局、それを差し引きますと、千二百六十三局がこの五カ年計画で完成するという状況でございます。

○日笠委員 平成元年から始まって、着実に伸びておるといふことも知っております。

これは古い話ですが、大蔵省の銀行局は、昭和五十六年から「銀行等の店舗における自転車駐車の設置についての協力方依頼について」という通達を出しております。あて先は全銀協の会長とか、信託協会の会長とかなど、いわゆる金融機関、郵貯を除く金融機関ですね。

それで、これもききょうは投書のオンパレードになって申しわけありませんが、主婦三十五歳の方

の投書は、どの局も駐車場が狭い、私のような大きなおなか、妊産婦の方なのですが、歩いていかなければいけない、非常に不便だ。こういう意味の投書が出ておりましたけれども、実際、私の岡山だけを見て、またこれも井の中のカワズ大海を知らずみだりに歩いてしまいがちですが、私もいろいろな選挙区内を歩いてみますと、隣の隣に空き地がある。特定局ですね。あれならそれこそ隣の隣ですから、歩いても何秒の話ですから、このあたりだったらどうかという、隣の隣はだめなんだとか、そういうことを聞きました。正しいかどうか知りません。

特定局がある。駐車場はない。隣の隣は空き地がある。隣の隣はだめなんだ、こういうようなことを聞きました。実態はどうなのかお聞かせ願いたいので、歩いて一分とか三十秒以内であればその辺のところは緩和をしてあげるとか、規制緩和の時代でございますから、もう少しそういう規制をもしあれば緩和をして、少なからず駐車場が、それこそ歩いて一分以内ぐらいであればそれは認めてあげましょう、また隣にできたときには変えればよい、こういうふうな少し融通無碍の、利用者利便、利用者のサービス向上ということで今質問しているわけですから、そういう視点に物を当てていかないと、隣の隣はだめですなということを言っていたのでは、これは利用者のサービス向上にならぬわけですが、そういうところの緩和というのはできませんか。

○尾島説明員 隣地等の借入れでございますけれども、一般的には郵便局からの距離とか駐車場としての管理というような問題もありますので、それを考慮して勘案しているところでございます。具体的には駐車場の重要性を踏まえまして、適切に対応したいと思っております。

○日笠委員 これで規制緩和が一つとれましたね。それからさらに、利用者の利便ということで、最近ジョイントカードというものが非常に好評だ

そうでございます。資料をいただきますと、郵便貯金のキャッシュカードが四千三百三十六万枚発行されておる。郵貯のジョイントカードが百十七万枚、十八社と提携しておる、クレジット会社ですね。これも利用者サービスということで、私は大変いいことだと思います。

このジョイントカードでございますが、十八社が多いのか少ないのかよくわかりませんが、これから伸ばしていくという方向なのか、手数料の問題云々があるようございまして、ちよつと厳しいという方向なのか。できれば、ジョイントカードですと外国旅行へ行っても向こうで買物ができたり、場合によってはキャッシングができる、国際共用カードというのですか、こういうものもございまして、きょう海外旅行に行かれておる方、一千二百万人ぐらいですか、そういうことを考えますと、私は非常にいいサービスだと思いますが、この郵貯ジョイントカードを今後どういう方向で取り組んでいかれるかとされておるのか、また提携の会社等、ふやしていくとされておるのか、あわせてお答えいただけますか。

○谷(公)政府委員 確かに郵貯のカードの発行枚数に比べますと、この共用カードはいかにも御利用が少ないうございまして。しかし、大変便利なものでございますので、私もといたしましては、今後とも利便を図るといふ観点から、積極的にこのカードのPRそれから提携会社の拡大に努めてまいりたいと思っております。

○日笠委員 そこで、ジョイントカードもいろいろありますが、郵貯カードそのものをもう少しオリティーを高めて、そして郵貯カードそのものでもいろいろな決済ができる、また買い物なんかの利便を図れる、こういうふうなことが非常に国民の利便性を考える上ではいいのではないかと私は思うのです。

これは、たまたま新聞を見ておりますと、もうクレジット会社も本人が写真つきのカードで見たらわかるという、焼きつけておられますね。ですか

ら、一々暗証番号どうのこうの言わぬでも、これを出して、後はサインで終わる、こういうことですね。そういうふうな郵貯のキャッシュカードのクオリティーをどう高めていくか。例えば将来ICカード化への対応などは考えられないものか。そうすると、非常にこれ、例えばそのカードを持つておれば簡保センターであるとか、メルパルクすなわち郵貯会館の喫茶店またレストランでの飲食も全部それで決済できるとか、今もジョイントカードはできるのでしよう、郵貯カードそのものでクオリティーを高めたICカードなどであればできる、そういうふうな利便性をさらに高めていく、付加価値をつけるということですね、そういうお考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○谷(公)政府委員 今御指摘ありましたように、ICカードは磁気カードに比べて大変記憶容量が多いわけございまして、さらにCPUを内蔵しますことから、磁気カードにはない付加機能もつけることができます。次世代のカードとして大変高い利用価値があるだろうと考えております。それからまた、カード社会といふのは、これからますますそういう時代を迎えるわけございまして、多機能化あるいは共用化といった機能が考えられるわけございまして。

現段階におきましては、ICカードにつきましては、オンラインネットワークの普及がICカードに優先いたしました磁気カードシステムででき上っておりますこととか、それからICカードのコストがまだまだ高いということとか、問題はございまして。問題はございまして、いずれにいたしまして、これからのマルチメディア社会に対して、各種メディアを利用するための有効なツールという可能性を秘めておりますので、私もといたしましては、利用者利便の向上、それから為替貯金事業の情報化という観点から、このICカードを利用したサービスの可能性について、それからカードの多機能的な利用といったこ

とについて積極的に研究してまいりたいと考えております。

○日笠委員 これは五月十日でしたか、五月十日の郵便法改正の中身になるのですけれども、ふみカードというプリペイドカードがありますね、これで郵便金が決済できるという。これは一歩前進です。審議は五月十日だそうですが、そういうふうな一つずつ着実に利用者の、消費者の利便性を向上させていくということで、前向き、積極的にやはり検討していかないと、取り残されていってしまうので、お願いしておきたいと思っております。

あわせて、こういうことは今後考えていかれるのかどうかということも御質問します。アメリカの郵政公社が郵便局でのクレジットカードの使用を全面解禁することを決めたという報道がされました。日本ではどういう方向なんでしょう。

○谷(公)政府委員 確かに米国の郵便業務を担当しております行政機関でありますUSPSが郵便局でクレジットカードの使用を認めたという報道がございました。ただ、我が国におきましては、為替振替料金をクレジットカードで支払います場合、法令等の措置を要しますほか、先ほど先生も御指摘になりましたが、クレジット会社に支払う手数料の問題、それからシステム構築のための投資等新たなコスト負担が必要となるという問題が考えられるわけございまして、これらも含めていろいろ検討していかねばならないと思っております。

ただし、方向といたしましては、先ほど申し上げましたようにカード社会へ移行するというのは必然の趨勢でございまして、こういった問題点をいかにして解消していくかということで積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

んどん進んでおるようでございます。

そうすると、郵貯が持つておるATMとかCD、こういうものは非常に数が多いし、全国いろいろなところにもたくさんあります、偏在をしていないわけですね。そうすると、こういうATMとかCDの相互接続、開放といましようか、こういうものを、例えばノンバンクなんかとも提携してやるのか、今あるそういう資源を利用者のサービス向上のために活用する、もちろんただ手数料はただだけばいいのですから、そういうような方向も御検討になつていくかどうか。

○谷(公)政府委員 私ども、ほとんどすべての郵便局にATM、CDを備えているわけでございます。そして、そういう意味では全国あまねくこういった機器が配置されているところでございますから、これを有効に民間の各種の金融機関等と接続して使えますならば、大変有効にこれを活用することができると考えるわけでございます。こういったし、むしろ民間の各機関のサービスの効用を増すというところに私どもがお手伝いできるということになるわけでございます。

その民間金融機関と申しますのは、銀行だけではございませんで、御指摘のノンバンクでございますとか生命保険会社や証券会社等のいろいろな業態も対象として、できるだけ幅広く考えていくべきだろうと思つております。

ただ、そのためには、システムの接続の条件でございませつか接続の障害となつておりますいろいろな解決を要する課題がございますので、それらを具体的に調査研究して、また、これは相手のあることでございますから、双方がこのメリットを認めて交渉していかなければなりません。そういう意味で、若干回道ではございますけれども、お互いにこういった調査研究をするということから始めていくことが結局は手取り早いのではないかと思ひまして、そういう提案を今私どももしかけておるところでございます。

○日笠委員 もう一点、郵貯の商品それから簡保の商品、非常に多岐にわたつておりますね。それ

から郵務関係も、いろいろな料金が変わることもありますし、個別に、外国郵便もあれば小包もあつたりということ、要は、私が言いたいのは、郵便局に行けば、窓口はいつも混雑してしまふ。だから、相談員という方を、何か一つでもいいのですよ、そこへ行けば郵政三事業、できればテレコム三局もでしょうが、とりあえず郵政三事業のことは何でもわかる、こういう人を配置したらどうか。郵政省は短時間職員というのを試行的に今導入されて、私が聞いている範囲では、非常に成功しておると聞いております。短時間職員制度。これは高齢者の方とか女性の方のパワーも活用できる。ならば郵政省も、六十歳で定年する、せつかく今まで簡保だ、郵貯だということとで第一線で経験をされておられるいわゆるいろいろなノウハウがある方、こういう方々の活用方法ははないのかな。

私の岡山の地元でございますが、シルバード巡りさん制度というのがあります。警察官の方が退職しても、なかなか第二の就職先が難しいですね。そこで、交番というのがありますが、正規の警察官の方はいつも何かあるたびに自動車地域を回つておられまして、交番に行つても、道の案内を聞こうと思つてもいい、緊急に飛び込んでくれない。こういうことになつたのでは、せつかく地域の灯台、安全の拠点である交番に人がいないということになつてはまずいということ、試行的に今シルバード巡りさん、退職した、ノウハウのある専門の方が、これも嘱託制度でございますが、いわゆる現役のお巡りさんが外回りをしておる間交番でいろいろな相談に乗る、こういうことで非常に喜ばれておるのです。

ですから、郵政職員の方で、そういう郵貯の知識があり、簡保の知識があり、できれば郵務事業のことも知識がある、こういう方が、せめて普通局なり大きな特定局には嘱託なり短時間職員なりで相談員ということではありたいことであり、常に利用者にとつてはありがたいことであり、サービス向上にもなるうかと思ひます。ファイナ

ンシャルプランナーであるとかライフアドバイザーとか、いろいろな業界がいろいろな名前を使つてやつております。郵貯も簡保も、お客様相談制度とかいふことをやつておるわけですが、これをひとつ総合的に検証した後、そういう方向を、シルバード相談員さんというか、そういうノウハウのある方をもう一度相談コーナーの方で、実際第一線でお願ひできないかどうか、そういう制度というものも考えられないかどうか。

多岐にわたる商品がいっぱいあります。私も井上隆司さんのこんな厚い本を読んだつてわかりません。商品をいろいろ見ましたけれども、また、ただだいたの商品案内のいろいろな保険なり、また郵貯の制度を見ましたけれども、これを全部理解するというのはなかなか難しい。しかし、第一線で長年経験されておる方はよくわかつておるわけですから、そういう方をさらに活用してお客様のサービスに当たるということ、そういうようなことは考えられませんか。

○谷(公)政府委員 金融自由化の進展に伴ひまして、金融商品もいろいろ多様化してまいりました。そういったし、国民の皆様にとりましても、健全な資産の形成でございませつかあるいは運用に関する商品の選択について、いろいろな知識が必要になつてくるという時代が考えられます。しかし一方、多量の情報でございますので、個人の方々がなかなかそういう情報を得られにくいという、情報格差が広がるというおそれもございませつか。

したがつて、私どももいたしましては、所管についていいますならば、金利動向、金融商品、年金、税関関係等の知識につきまして、まず職員にそういう知識を十分身につけさせて、全体のレベルアップをしなければならぬと考えております。それからもう一つは、同じような観点から、現在、首都圏の十カ所ですべて試行的に貯蓄相談センターというものを設置いたしました、そこで貯蓄相談

今後は、これができるだけ全国にも広めていきたいと思ひまして、平成七年度は各地方郵政局管内に二カ所ずつ、全国で十五カ所程度ですが、広げていきたいと思つております。

この貯蓄相談サービスでございますけれども、交通の便のよいところで、かつ郵便局等と一体となつたところに設置するというのを基本的なこととして考えております。

また、このセンターでは、税理士、弁護士等の専門的な相談のほかに、ただいま御指摘ありましたように、知識経験等が豊富なOBを活用いたしまして、そこで貯蓄相談を実施しておるところでございます。さらにこの充実を図つていきたいと思ひます。

それから、現在はこの貯蓄相談センター、独立の場所ですけれども、二回程度相談に応じておるわけでございますけれども、この相談日以外の日に、おきましては、より多くのお客様に利用していただくために、現在、首都圏の七十局程度の普通郵便局におきまして、移動相談室というものを設けて、そちらで貯蓄に関する相談に応じております。

当面は、先生御指摘いただきましたほど全体的な取り組みには至つておりませつか、まずこういったところから、この貯蓄相談機能あるいはOBの活用について検討して、試行的に進めてまいりたいと思ひます。

○日笠委員 それは局長、これは「郵便貯金相談室」と書いてある。郵便貯金に限るのでしよう、簡保はないのですよ。だから両方合わせた、そういう総合的な相談に乗るといふ意味を申し上げておるわけですから、そういう現場で長年やつたような方、ノウハウのある方を資格制度が、FAAというのですか、ファイナンシャルアドバイザーという制度があるわけですから、そういう資格を取つた方が、OBになつたら短時間職員じゃございませつか、ちょっととした局の相談コーナーにいらつしやる、こういう方向に向けて営々やるということかどうかということも申し上げて

おるわけです。

○谷(公)政府委員 確かに貯蓄相談コーナーというところでございますけれどもOBを活用いたしてありますので、私ども事業の領域にこだわらずに、郵政事業いろいろの面についてできる限り御相談に応ずるように実態的には取り組んでいきたい。

○日笠委員 いただいた資料には「郵便貯金相談室」とあるから簡保はだめかと思っちゃうのです。

いずれにしても大臣、最後に、もう持ち時間が来ましたので、私は先ほどからずっと利用者利便、これが金融自由化の最後の一つの大きな課題である、いろいろな新しいサービス、新しい試みについて提案型で御質問申し上げます。

振り返りますと、例えばICカード化はどうかとか、ATM、CDの開放についてはどうだとか、利用者利便を図るためにそういう相談員のOBの方の活用であるとか、また駐車場等々の整備の問題とか、いろいろなことを申し上げました。これらトータルして、ひとつ郵政大臣として、どのようなリーダーシップでこういう一つ一つの利用者利便を図る施策について、ささやかな提案について取り組まれようとするのか、お聞きして終わりたいと思います。

○大出國務大臣 日笠さんのお話を聞いています。老人福祉定期なんかにいたしましたも当時同じような気持ちで、四・一五という金利はシルバー金利だといって、お年寄りの金利はここでとめろといつて随分一生懸命シニア連合、全国の皆さんと一緒に飛んで歩いた時代が私もありました。また、もう何年も前になりますが、金融機関の土曜を休みにしようということで土休共闘という民保の二十四社から始まりました。これはみんな労働組合ですけれども、私が議長をやっておつて足かけ四年、銀行法十八条の改正などを中心にして、一番かたかったのは郵政省なんです、当時、うんと言わないのですよ。これは給与特例法を持っていらっしゃるから大臣権限でやれるはずだと

いつてやかましく言ったんだけど、それをとうとう郵政をねじ伏せてと言ったら言い過ぎかもしらぬがうんと言わせて、全国の金融機関を全部土曜日休みにしたんですけれども、このとき一番問題は、今おっしゃるCD、キャッシュディスプレインサーなりオートマチックテラーマシンなりという機械なんです。信用金庫までいくとないんですよ。信用組合というのはレンタル制度でやってくれればという時代、全国で一万ないのですから、ところが、今一万九千ぐらいになっているんです。そうすると、郵便局も銀行も全部つないでしまえば、私はもうそういう時代に来つつあるという気がしているんです。そういう点ではもうほとんど気持ちの上でお考えとそんな開きがないのです。

ただ、さあそれをやるということになったときにいろいろな隘路が出てくる。そのところを、例えば土曜休日、金融機関土曜を休みにしようというところだつて随分苦勞して我々動いた時代が三年ぐらいいあるのですから、ぜひひとつそのころは各関係機関の相互に、技術的な問題がたつきんありますから、それからコストもありますから、そこらはずいぶん詰めていただきたいと思つてはいるんです。いずれかの機会に皆さんにもそこところ話したいと思つてはいることもありまして、できるだけ勉強させていただいて、御趣旨の方向に向かって努力をいたします。

○日笠委員 終わります。どうもありがとうございます。

○自見委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時開議

○自見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○古賀(一)委員 新進党の古賀一成でございます。本日、郵便振替法及び郵便貯金法、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律、この三つの一部改正法案が出ておるといふことでございませうけれども、私は、後の二つの郵貯及び簡保の積立金運用法、この点につきまして絞って御質問させていただきます。

私自身は大変、財テクといいますが、そういう金に関するものが不得手でございます。まして外国債の運用がどうだとか等々については全く経験もないし、株そのものも一株も持たないわけですが、今回を機にひとつ勉強させてもらいまして、今般の郵貯法及び簡保積立法の運用、これについて、外国債が、とりわけ外貨建て債というものがこれだけ運用され、また今日の円高でこれだけの影響を受けている、これは国民の任意の有償の貴重な資金でございます。これがこういう円高といいますが、あるいは国際化といいますが、そういうあらしにかかわつておるといふことに非常に驚きもいたしました。

これからの日本経済、さらに国際化あるいは証券化、あるいは何といいますが、自由化といいますが、そういうあらしに巻き込まれていくのではないかと、そういう面でも、一つの日本経済そのものを象徴しているようなことではないかと思つて、そういう一種驚きもしながら、今後の運用について危惧もございまして、そういう視点から質問をさせていただきたいと思つております。

ちよつと前口上が長くなりますが、後ほど外国為替の先物運用という点あるいは外国債のお話につきましても、る質問を申し上げますけれども、よくよく考えれば、明治八年に郵便貯金制度というものが創設をされ、大正に至りまして簡易保険が創設をされた。百年を超え、あるいはそれにならんとする長い歴史を持つわけでありませうけれども、このように、今般この二法によりまして提案されました、外国債を運用したその弊害といふものが影響を国の資金が先物外国為替取引で緩和をする。こういう時代になったのかということに大変驚くし、二十年前はこういうことは想像もで

きなかつたのではないかと、それほど変化が激しいというものを痛感するわけでございませう。今般日本の経済は、財テクの失敗だとかバブルだとか、この前ございました東京二信組の問題であるとか、その時々々の利潤目当てで動いてきた結果、いずれも失敗といえますか、そういう感じを強く持つわけでありまして、今回の先物取引等々がそういうことにならないように、やはり全体的な視野、原点に立ち返つた視野というものを持つていく点につきまして、私は特に強調を申し上げます。

そういうことで、先物外国為替取引の話が本題でございますけれども、まず冒頭に当たりまして、郵貯資金全体の推移及び現状、今後、今般運用の対象が拡大いたしました金融自由化対策資金、この二つの大きい資金、それは一部は、対策資金は中に含まれるわけですが、その推移及び今後の見通しにつきまして、大体どういう経緯をたどつたか、お見直しをお持ちかを、まずお聞きしたいと思います。

○谷(公)政府委員 郵便貯金資金につきましては、過去十年間で見ますと、平均して年約七%程度の伸び率で推移をしまして、平成六年度末、平成六年度末の郵便貯金の残高は、約百九十七兆円となつております。

それから、そのうちの金融自由化対策資金でございますが、これは昭和六十二年に二兆円で運用を開始いたしました。以来、順次その額の拡大を図つてきておりました。平成六年度末、三十兆一千五百億円となつております。平成八年度末には、これが四十兆一千五百億円となる予定でございます。

また、この後の、平成九年度以降の自主運用、金融自由化対策資金の規模につきましては、それまでの成果を踏まえ、また郵便貯金事業の健全な経営の確保あるいは財政投融資とのかかわりなどにつきまして、勘案をいたしまして、今後検討していきたいというふうな考えております。

○古賀(一)委員 平成八年度に至るまでの四十

兆、こういう見通しまで述べていただきましたけれども、今お話がございましたように、六十二年に二兆円から始まって平成八年度四十兆、現在三十兆一千億というお答えでございましたけれども、膨大ななるいわゆる国民が預けた資金というのが、ここで自由化対策資金ということで運用されていることに大変驚くわけでございます。

これは当然、今般一部改正がございました郵貯法の規定に基づいてやられておるわけでありまして、この目的は、法文を読みますと、金融自由化に適切に対応した健全な郵貯事業の経営の確保、こういう規定になっております。この目的規定は、恐らく昭和六十二年創設以来変わっていないのだと思いますが、運用の範囲拡大を見ますと、毎年のように一本二本、ずつと毎年連続で追加されておるような印象を受けます。

これは一気にとんと体系的にそういう運用の体系をつくらなければならない気もするのですが、年々拡大してきたという経緯、それはなぜなのか、今後ともそういうことで、毎年度か一年置きか知りませんが、そのときに応じてばつばつ運用の対象を拡大していく、そういうお考えなのか、ここら辺の経緯と今後の見通しとございますか、お考えについて伺いたいと思います。

○谷(公)政府委員 当初この金融自由化対策資金が発足いたしましたときには、国債、公庫・公団債、地方債、金融債、社債、外国債、金融機関への預金といったようなものが対象となっておりまして、ただ、有利かつ確実な運用ということでございまして、その後、金融経済環境の変化に弾力的に的確に対応できますように順次対象の拡大を図ってきたところでございます。

主なものとしたしましては、平成元年度に、株式運用により長期的に高い収益を見込むということで、単独運用指定金銭信託を簡保事業団を通じて実施するということを行いましたし、それからまた平成二年度には、債券の貸借市場の発展に伴いまして、債券の貸借料による運用収入の拡大を図るため、債券貸し付けを導入いたしました。

また平成六年度には、債券の先物・オプションの導入をいたしました。今回は、先物外国為替の導入を図っておるわけでございます。

こういった環境の変化に際しまして、私どももいたしましては、できるだけ運用の手段としては多様なものを持っていることが必要なのではないかというふうな考えをしておりますけれども、私どももこういった制度を運用するためのノウハウといいますか、経験もまた必要なわけでございまして、そういったものを積み重ねながら、環境の変化に応じて対応できるように今後とも考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○古賀(一)委員 金融をめぐる環境の変化に対応してその都度ということ、今後ともそういうことでやろうという方針は大体伺いましたけれども、でも、後ほどこれはゆっくり申し上げたいと思っておりますが、金融については、簡保あるいは自由化対策資金のみならず、もう世界国境をまたにかけて、民間でもさまざまな多様化と複合化というものが行われておるわけでありまして、デリバティブが典型的な例だと思っておりますが、そういうものへの一つの危惧の念もございまして、私は後ほど申し上げようと思っておりますが、やはりその点はしっかりと、公的資金である一本一本入れて、それにのめり込んでいくといえますか、そういう対応といたしまして、やはり原点に戻って、常にこういう項目を入れるたびにこれが全体的な位置づけとしてどうか、有機的連関はいかにあるべきかというものをチェックしていかないと、何か公的資金の一部、この資金はどこそこかやっております、この資金はどこそこかやっております、ばらばらになって、後ほど申し上げようと思っておりますが、イギリスのペアリング社の話とか、こんな愚かなことはもちろんあるはずはないわけでありまして、それに似た現象になりはしないかというのを私は大変危惧をいたします。

その点、後ほど語るもう一回聞かせていただきますが、そういう点を私の方からも冒頭申し上げたいと思っております。

それで、今局長の方から、有利で確実な運用、こういう言葉がございました。金融自由化対策資金につきましては、先ほど言いましたように「金融自由化に適切に対応した健全な郵便貯金事業の経営の確保」と、これは法律ではっきり書いてあるのです。一方で、簡保につきましては、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律、今般改正が提案されておるこの法律でございますが、第一条に「簡易生命保険特別会計の積立金を確実で有利な方法により、かつ、公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業の経営を健全ならしめる」という目的規定があるわけですので。

簡保と郵貯の違い、特に郵貯につきましては、これは金融自由化対策、金融自由化に対応して経営の健全化を図らなければならぬ、こういう趣旨がはつきりこの資金の目的として掲げられておるわけですが、簡保については何かおのずと違ふところがあるのじゃないでしょうか。運用の差異というものはないのでしょうか。

○谷(公)政府委員 確かに今先生御指摘のような法文規定上の差があるわけでございます。しかし、そういった差はございませぬもの、双方ともそれぞれ全国の預金者の方々、加入者の方々から集められました有償の資金であるわけでございまして、その資金を国の事業として運用していくわけでございます。そういう点では共通でございまして、そのために、運用の目的といたしまして、当然に、ともに確実、有利な運用に努めなければならないということもございまして、そういう点では、両資金とも同じような性格を持つておると考えております。

○古賀(一)委員 わかりました。それでは、次に入りたいと思います。外国債の運用でございますが、金融自由化対策資金についてはその創設から、簡保については既

にその六年前の五十六年から外国債についての運用を行つておると聞いておりますけれども、そもそも外国債の運用のメリット、あるいは外国債を対象とした理由ということでもあろうかと思うのですが、そもそもそのいうスタートの時点での外国債のメリット、あるいは運用の対象にした理由というものは何でありましようか。その運用のメリットも、今日の変動相場制における、とりわけ円高基調というものがずっと続いておるわけでございまして、そういう流れの中でそのメリットというものに何か変化がなかったのか。この点、郵政当局の評価はいかがでございますか。

○高木(繁)政府委員 外国債の運用の目的と申しましよるか理由でございますが、大きく分けまして二つございまして。第一点は、国内債に比べて高い利子収入が期待できるという点でございます。最近大分内外価格差が縮まってきたような感じもございまして、従前かなりの大きな格差がございまして、これが一つの大きなメリット。二点目は、国際的に資金のリスクを分散できる、こういう点でございます。これは、さまざまな国でそれぞれのカンントリーリスクがあるわけでございまして、特定の国に集中しない、そういう意味でのリスク分散ができる。この二つでいわゆる外国債というものを始めたわけでございます。

過去の歴史で申し上げますと、実は財投協力と申しましよるか、財投部分への運用というのが従来非常に高い比率を持っておりました。ただ、その後、より有利な運用を求めめるためにいわゆる市場運用という部分を拡大してまいりまして、最近で申し上げますと大体四割強ぐらいがこの市場運用というところになってきているわけであります。これもやはり基本的には有利性というものを求めてきたところが主な理由でございます。それで、今申し上げましたように外国債につきましても二つのメリット、第二点目の方のリスク分散というのは、これは変わらなうと思っておりますが、第一点目の方の高い利子収入という面について考えますと、外国債自体がポートフォリ

才上の一定の役割を持つているという部分は変わらざるわけでごさいますけれども、最近の円高の状況の中では為替差損によるメリットというものが大きくなってきている、こういう実情でございませう。このために私ども、できるだけ今は円建て債を中心に運用している、こういうスタンスをとっているところでごさいます。

○古賀(一)委員 それで、高い利率というものと円高による差損というものは、両方足し上げてみましてまだ運用のメリットは大きいと。当然そうだと思うのですが、その点は、もう一点確認でございませう。

○高木(繁)政府委員 利子収入と差損を足し合わせたという計算は、実は私もやっておりませう。差損はいわば、仮定の計算という言葉は過ぎるかもしれませんが、ある時点において計算をして一種評価をしてみる、こういうことでごさいます。

ただ、総じて申し上げられますことは、従来の高い、高いといましようか、円が今よりもはるかに安かった時代、この時代に購入した外貨債につきましては、為替差損というものは当然のことでごさいます。利子収入を含めても国内債運用よりも劣るというようなケースもございませう。新しい時代に買ったものにつきましては国内債運用を上回るものもございまして、さまざまございませう。

○古賀(一)委員 それでは次に、外国債、とりわけ外貨建て債の運用の現況についてお聞きしたいと思ひます。

両資金の中での外国債のシェアは大体どういう推移で拡大してきておられるのか。及び、その中で外国債の通貨別の運用状況というのはいかがな状況になっておられるでしょうか。

○高木(繁)政府委員 外国債のシェアでございませうが、まず郵貯の金融自由化対策資金の場合、平成五年度末に全体シェアの九・三%ございませうが、平成六年度末では九・一%ということでは、

シェアが下がっております。簡保資金の場合、平成五年度末に五・七%ございませう。これが平成六年度末には五・〇%ということでは、ともに減少をいたしております。

通貨別の運用状況でございませうが、六年度末の段階で見ただけの場合に、まず保有通貨数、トータルの数でございませうが、郵貯の場合は十四種類、簡保の場合は十六種類の通貨に運用いたしております。

それぞれの通貨の残高ベースで見ますと、順位を申し上げますと、日本円それから米ドル、カナダドル、こういう順番になっております。日本円が現在一番多くなっております。これは先ほど申し上げましたが、円建て債を中心に運用する、こういうスタンスの結果でございませう。外国債に占める円建て債の割合は、郵貯の場合に平成五年度末で約二五%ございませう。それが六年度末では約三二%に上昇いたしました。円建て債でございませう。それから簡保の場合には、五年度末の約一九%から六年度末には約二五%に増加をいたしました。反面、外貨債のシェアは減少をいたしております。

○古賀(一)委員 わかりました。その中で、これは新聞報道でありますけれども、生保あるいは投資信託、こういった面については、外貨建て債の取り扱いはピーク時に比べてこの数年でもう三分の一、あるいはピーク時の三〇%ぐらいまで落ち込んできているというふうな話も聞かれましたが、そういう面では、外貨建て債から円建て債へのシフトというものが民間の方から大変進んでおられて、今お話ございましたように、確かに両資金については円建てのシェアが年々高まっておるといふのはわかるのですが、そこら辺については、特に民間に比べて円へのシフトが落ちておるといふ認識はございませうか。

○高木(繁)政府委員 円建て債中心にということ、新規購入する場合にできるだけ円建て債を重点的に購入するようにいたしておりますが、ただ先生が御承知のように、円建て債市場が外貨債市

場全体の中で非常に小さいわけでごさいます。それもまた、今お話ありましたように民間の会社もかなり円建て債中心に運用しているということもございませう。かなり競合関係がございませう。結果として、私どもも十分な額を購入できたかというところ、これは余りたくさんには買えなかった、こういう実情でございませう。

ちよつと余計かもしれませんが、円建て債中心のほかに、いわゆる外貨債のシェアを民間の場合にもつと急激に下げているというお話がございませう。私どもも下げたいという気はありませう。その一環として円建て債運用をやっておりますが、その、外貨債の処分と申しましては、なかなかこれは国の機関であるという立場から、いろいろなわきの種にもなつたりいたしまして非常に制約がある、そういう中で精いっぱい努力をいたしている、こういうことを申し上げたいと思ひます。

○古賀(一)委員 今の御答弁ですと、円建て債について積極的な取り組み姿勢はある、しかし市場の問題があつて、そしてもう一つは公的資金としてのおのずと遠慮というか、限界といひますか、制約があるというふうにお聞きしたいです。

そうしますと、もう一つ円とともに強い基調で推移してきておりますマルクについては、いただいた資料をちよつと見させていたいただきましたけれども、もちろん日本円を除けば米ドルが、郵貯につきましても簡保につきましても、米ドル建てははずれもトップですね、それからカナダドル、それから郵貯につきましても、三番目が英ポンド、四番目がECU、豪ドル、仏フラン、こうなつて、ドイツ・マルクというものが郵貯についてはないわけですね。ないわけではないのですが、上位六位には入っていない。簡保につきましても大体同様の傾向で、ドイツ・マルクは八番目、こういうこととです。

一方、これはある新聞での報道によりますと、いわゆる含み損の累計、これが平成五年までですと

と大変伸びてきた。平成六年のこの含み差損の積み増しは平成五年に比べて相当圧縮されさうだ、その圧縮の理由に、円建てユーロ債への切りかえが進んだ、先ほどその御説明がございませう。それとともに、マルク建て債の差益により、差損ではなくて差益ですね、差益により平成五年度決算よりも差損は大幅に減少しておるといふような報道も見たわけでごさいます。

ならば、ドイツ・マルク債の活用については、何かの制約といひますか、こんな低い順位じやなくて、もつとふやす余地はあるんじゃないかと思ひますが、こんな低い位置づけにとどまっております理由は何かあるのでしょうか。

○高木(繁)政府委員 マルク建て債券が郵貯、簡保ともに少ない理由は、従来、欧州通貨制度の中で欧州通貨間の為替振幅というのは小幅に維持されておりました。したがって、欧州通貨同士の中で利差と申しましよるか、あるいは為替の差といふものは非常に小さい状態が長く続いておりました。その中で、マルク建ての債券につきましても相対的に利回りが非常に低い状態がございませう。

それと比べて、例えばイギリス・ポンドでありますとかECUでありますとか、あるいはフラン・フラン建ての債券等については、マルク建て債券よりも高い利子がついた債券が発行されたことがある、こういう状況がございまして、結果的に私どもいわゆる有利性といふものを追求する中からマルク建て債券の割合が少なくなつてきた、こういうのが状況でございませう。

なお、先生が今おっしゃいました為替差損、特に簡保の為替差損の六年度末の見通しのお話でございませうが、円建て債がふえたということ、それから一部欧州通貨に対して円安になつたということをお話しされたのであります。一番大きいのは、実は私ども慎重運用ということ以外貨債の新規購入をできるだけ控えてきた。一方で毎年毎年の償還といふのがございませう。その償還によつて保有外貨債が落ちていく。したがって、落ち

ルドルが、円にすると。ですから、いろいろなことを考えまして、あるいは八十五円というようにことごとく落ちつくところになるんじゃないかという専門家の見方もあったりした時期でございませうから、そういう意味で何が必要かといえども、やはり外国債を減らす、極力避けるというところが必要だろう。

今のお話にございましたように、まずもって何をやるにしても庶民一般の方々から預かっている貯金の資金であり、保険の資金でございませうから、そういう意味で、この扱ひ方が市場に対して過剰な反応を与えるというような形のこととは何があつてもとてはいいけないという原則だろうと思つてゐるわけでございまして、そういう意味で運用の規模はもちろんのこと、どこにということ、ここで考え直す必要があるというのが私の考え方、いろいろやりとりも皆さんとしてきたところ、ございまして、極力そういう方向にということに今なつてゐるわけでございませう。

ただ、一つ大きな問題があるのは、先ほど来お話があるとおりでございませうけれども、自由化資金を運用すると、つまり、なぜそういうふうな約三十兆ばかりの枠、五兆ずつくらいふやしていつて自主運用したいことをやるかというのは、預託してゐる預託金利よりも高い金利で運用するというのでなければこの運用の意味がないのですよ、基本的に、そこに問題があるのですよ。その必要がないのならば預託金利もらつて預託しておけばいいんだから。そうではなくて、取り出してきて少しづつふやして、おっしゃるとおり一遍に言いたいところなの、相手がいるからばつばつふやして年度別にございませう。その運用の結果が、例えば二十年というものもあるでしょう、おむね十年ぐらいいしよければともね、外国債といつたら、結局、満期になつて、高い利子だから恐らく預託利子に比べればこのぐらいい上回るであろうという予測で始めたことなすね。ですから、そここのところは当時無理からぬことだつた、やむを得ないとして、これからということになると、余

りそつちに行つてしまわないで危険を避ける、極力。そういう方向で、このヘッジの問題ももつと早くからというのは皆さんと同じ考え方だけれども、相手があつて認めないところがあるのだから、しようがないんだから。だから、そういう意味で過ちなき運用をこれからやつていこうじゃないか、今、考え方は変えてもいいのだからということなんです。

○古賀(一)委員 大臣の答弁よくわかりました。実は、先ほど質問をしました、対大蔵との交渉経緯という話で聞きました。これは私は大蔵にも同じ質問をぶつたわけだけれども、大蔵省の方が、これは省庁間でやつた話で、予算要求あるいは折衝で決まつたことは決まつたことで、そのプロセスについては言わないことがいいことであり、仁義だというふうな感じでお断りをされまして、でも、よくよく考えると、これは私は大臣にぜひ御所見もお聞かせ願ひたいのですが、国民のこれだけの資金を預かつて、現に含み差損もこれだけ出てゐる、そういう重要な問題について、省庁間の交渉事が、これは水面下の話で国会で議論を表にしたくないという話というのは、もう今まさに問題になつておる政と官の関係といひますか、何かこれで本当に政治というのはいいのだらうか、あるいは行政もちよつとそういう面では勘違いがあるのではないだらうかといふぐらひ、たつた一つの質問ですが、私はこゝ感じました。

この点について政治家として、大臣、厳しいいろいろな交渉を、郵政、大蔵やつておられると思うのですが、これはほかにもいろいろあると思うのですよ。私は、政と官の関係といひますか、行政府と立法府との関係、しかもその対象が国民の財産であるという面から見てちよつと腑に落ちない面がございませう。大臣、この点についての御所感をぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大出國務大臣 私は、御質問の趣旨、ほとんど賛成なんです。ですから、これは事務当局の皆さんからすれば言い過ぎぬでくれよということな

んでしようけれども、これは私のここに座る前の話でございませうから、ですから私は、実は、昨年おもしろくないわけがございまして、無利子融資になぜ大蔵は首を縦に振らないか、このあたりもはつきりさせないと、電気通信審議会の答申も出ているわけで、これから先のマルチメディア世代というのでいっばいいろいろなものに書かれて毎日記事が載るわけですからね。そういう中で、これを成功させたい、新しい大きな需要も必要なんだし、雇用も必要なんだから。だから、がんがん大蔵とやりとりをする、時に明らかにしようと思つたから、閣議の席上で官房長官がとめるのを待てというのでしやべつて、そうすると新聞が書いて表へ出ると。やはりそうしないと責任負えないと私は思つてゐるのですよ、そういう意味では。

ただ、今までの経緯がありますから、その経緯を、私の時代じゃないのだから、経緯まで全部ひっくり返してこころしうということは言わないけれども、やはりできる限り明らかにすべきものは、できるものはしなやかならぬといふのが一貫して考へてゐる考え方です。

○古賀(二)委員 その点につきましては、私もこの問題だけじゃなくて、すべて一事が万事政と官の関係が問われていて、国民の皆さんは政治何やつてゐるのだ、行政との関係はどうなつてゐるのだ、そこが見えないから大変な政治不信といふのが起つてゐると思つてゐるのですよ。これはもうこの議論をするとき一時間ぐらいかかりませうからやめませうけれども、やはり今後、私は、国会改革のあり方として、ミニ予算委員会、総合特別委員会という委員会を、国会の衆議院、まあ参議院でもいいのですが、三つ四つつづつて、例えば経済改革総合特別委員会あるいは行政改革・規制緩和総合特別委員会。そうすると、衆議院は三チャンネル持つてゐるわけですよ、チャンネルを。参議院も二チャンネル持つてゐるのです。それを開放なり、もう委員長おられますからこれは国会改革の一つとしてぜひ一席ぶたしていただきたいのです

が、そのミニ予算委員会のような形で、いろいろな問題意識を持った国会議員がそこで出て、例えば経済改革なり行政改革について意見を入れかわり立ちかわり差しかえて言える、それが、先ほど言いましたテレビチャンネルで、国民の皆さんも霞が関も、場合によつては民放もNHKもその委員会での質疑にアクセスができれば、そういうことで国民にそういう論議が見えてきたときに、初めて政治も行政もおもしろくなるし、政と官の関係も正されるだろう、もうこれしか私はないと思つておるのですが、これはこの法案とは全く関係ないのですけれども、くしくも今回たつた一つの質問を大蔵にしたところ、そういうのはふたをかぶせようといふ話になつたものだから、今ちよつと思ひ出して、これは質問に書いてなかつたのですけれども、せつかくのPRRの機会をございませうから、この委員会をかりてちよつと申し上げた次第であります。

ちよつと先を急ぎますが、そういうことで私は、先ほど大臣からもちよつとお話がございませうけれども、こういう簡保なり郵貯といふものは、額が大きいだけに、また公的資金だけに慎重な対応も必要だといふのはわかります。

そこで、せんだつて、三月十日の産経新聞によればこういう記事があつたのです。簡保と郵貯の資金運用でカナダ債、米国債を大量に売却したといふうわさがある。あるいはことしの二月十日の日経新聞では、簡保が米国債の償還により、これは償還でありませう、により大口のドル売りに動くのではないかと、いふうわさがある、米国債を売り阪神大震災の国債購入へ充てるのではないかと、そういう見方がある、こゝろあるのです。こゝろ新聞記事がある。つまり、こゝろいう外国為替を扱つて、そうなればどうしてこゝろいう憶測といふものがついてくると思つてゐるのです。

これについては、私は大変、自分のことだけでなくて、つまり簡保の有利性と外国債の資金の運用の有利性とか、それだけでは実は済まない、外が見てゐる、国際市場がそれに関連して

る、為替市場にも一つの憶測を投げかけるとい
ような側面があるわけでありまして、私は、今回
外国為替の先物、外国為替取引というものを追加
されたことは、その意義は多とします。しかしな
がら、そういう今言ったような問題がまたあるわ
けでありまして、やはり総合的な管理あるいは運
用、あるいはタイミングへの配慮、こういうもの
が今後さらに重要なファクターになってくるので
はないかと思うのですが、これにつきまして、今
後の運用の基本的な視点といえますか、体制につ
いての心構えといえますか、そういうものにつ
いてお聞かせ願いたいと思います。

もう一点、いわゆるデリバティブの問題で、日
本酸素が百十何億ですか失敗した。もつと有名な
のは、イギリスのペアリング社がいつに何百年の
歴史を閉じて倒産したといったような話もござい
ますが、今後そういう債券の管理なり先物取引の
管理なり、そういうものが非常に重要な意味を持
つと思うのですよ。したがって、先ほど言いま
した運用についての基本的な心構えといえます
か、これを機に心してやっていたらいいと思
うのですが、そういう点と、もう一点は、今後の先
物為替取引の導入に伴う、何か体制の強化とい
いますか、マネーアル化といいますが、そういう手
だてを私は講ずべきだと思っておりますが、そこら
辺についてはどういふ対応をとろうとしておられ
るのか、お伺いしたいと思います。

○高木(繁)政府委員 第一点目の基本的な考え方
という件でございますが、これは先ほど大臣も、
過剰な反応を引き起こすようなことのないように
注意しなければならぬ、こうおっしゃったわけで
ございます。一言で申し上げるならば、このこと
に尽きるかなという感じを私持っております。
御承知のように、郵貯、簡保の資金というのは
お客様からお預かりした有償の資金でございますし
て、確実そして有利、公共の利益というのもち
ろんございます。そういう運用原則に沿って運用
しなければならぬわけでありまして、当然、外
国債運用に当たりましては同じ考えで臨むべきも

のであるわけでありまして、ただ、その際に、や
はり為替市場に与える影響でありましてかある
はその運用に伴うリスク、先ほど申し上げました
ようにリスクが大変大きくなってきております、
そういうものを総合的に判断をして慎重に行動す
る、これをやはり基本にいたしまして、市場関係
者にも無用の誤解を生むことのないような、そう
いう取り組みをしていく必要があるというふう
に考えております。

第二点目のトータルの債券管理体制と申しま
しうか、その部分でございますが、私ども債
券の売買を決定する際には、ちよつと次元の低い
ところから始まって恐縮でございますが、決定段
階で、まず複数の人間が必ず決裁をして約定をす
る、こういう体制をつくっております。これは多
少民間会社と違う部分があるかなというふう
に思っています。それから、この売買担当部門と
資金の決済部門を分けております。その段階で
も、やはり同じように内容あるいは量等について
のチェックをする。さらに、監査部門を別に設け
まして、そこで資産の異動状況でありますとかあ
るいは運用リスクを把握するといふようなことを
担当いたしております、いわば二重、三重の
チェック体制をしいているというのが現状ござ
います。

さらに今回、今法案審議をお願いいたして
ます先物外国為替の運用をするに当たりまして
は、まず基本的に職員の訓練、研修というものを
しっかりやらなければならぬというふう
に思っております、私ども、多少文字で読んだ
り、あるいは多少の、見習いと申しましょ
うか、実務的な経験をさせていただいてお
りますけれども、さらにこれからは、銀行等に
受けて入れてもらつた上で、職員の研修とい
うものをきっちりやるのを基礎にいたしまし
て、さらに証券会社の取引内容についての
チェックといふものも私どもの管理
体制の中に取り込んでいく、こういうふう
な工夫をして、万全を尽くしてまいりたい
というふうに考えております。

○古賀(一)委員 もう時間も大分残り少なくな
てまいりましたので、急ぎたいと思
います。それで、体制につきましては今のよう
な、お話がございました研修あるいは複数の
チェックシステム、これは本当に、今までの例
といえますか、民間会社と役所あるいは簡保、
郵貯、違ふところがある運用の対象が多様
になってくる。ついでにその現場任せ、担
当者任せということ、ペアリング社に
しても、あつと驚く倒産をしたという経緯
もあるわけでありまして、この点については
本当に、国民の財産を預かってお
るということ、万全の体制を構築して
いただき、かように思います。

その一環というわけではござい
ませんが、先ほどの差損につきまして、こ
こで状況が御報告になりましたけれども、
これはやはり文書においてその都度
はつきりとさせていくべきことだ
らうと思つております。これは貸借対
照表上の取り扱ひについてどうな
つておられるのか。あるいはほつ
と云へば、外為資金特別会計のよう
な繰越評価損といふ点に計上して、
ちゃんとその現状を明らかにして
いくということをとるべきではない
かと思つております。この点につ
いては、この先物外国為替取引
を契機に、外貨建て債のいわゆる
差損をどう文書で明らかにして
いくことも重要でござい
ますので、貸借対照表上の取り扱
ひについて、今後の御見解をお伺
いしたいと思います。

○高木(繁)政府委員 まず現状でござ
います。金融自由化対策特別勘定
あるいは簡保特会、いずれも国の
会計の一部でございますので、い
わゆる原価法を適用いたしてござ
います。したがって、有価証券の
価格変動あるいは為替変動に伴
う評価損益について貸借対照表
に計上するということは現在行
つておりません。御承知のと
おりでございます。

なお、この郵貯、簡保の外貨債
につきましては、企業会計審議
会から出された外貨建取引
等会計処理基準、これは民間
の企業の基準でござ

います。これに準じまして、御承
知のように、貸借対照表の欄外
に注記という形で書いて一種
公表している、こういう状況
でございます。

今お話ございました外為特
会の資金の問題でございます
が、この外為特会の資金の
性格、専ら外国為替の相場
安定のために外国為替市場
の介入に使う、こういう
性格のために恐らくこの資
産の評価額を貸借対照表
の中に書いたのではない
かというふうな私ども考
えておりました、この方法
は、国の会計の中で見ます
と、この特別会計独特の
やり方になつてお
ります。

ただ、先生もおっしゃ
れましたように、お客様
からお預かりした大切な
お金でございますので、
その運用の姿というものを
どのようにディスクロ
ーズすべきかという問題
は非常に大きな問題と
してござ

私ども、現在、大蔵省の方
の企業会計審議会で先
ほどの会計処理基準を再
検討しているというふう
に聞いております。これ
の結果によりましては、
またかなり国全体の、特
に民間中心でございま
すが、処理基準が変つて
くるだろうというふう
に思つておりますので、
その審議状況も見なが
ら、私ども、検討させ
ていただきたいと思います。

○古賀(一)委員 本
当に時間も少なくなつて
まいりました。また、い
ろいろ情報開示の件と
ございまして、今、この
話もそうです。さつきの
体制の話もそうです。こ
れから簡保なり郵貯が
今までの方式で、ある
いは運用の対象だけで
よろう、やり過ごそうと
思つても、周りの民間
あるいは世界の金融構
造といいますが、そう
いうものがもう複雑多
岐になってくる、それ
とやはり競争になつて
くるから、勢いデリバ
ティブのような複雑多
岐なあいつところまで
将来はいかざるを得
ないといふような危
険性といいますが、可
能性といふものは、そ
ういふものを含んで
おる問題だと私は思
つております。そ
ういふ面、これからの、ま
あきよ

うのこの法律というものはあくまで外国為替の先物ということでありませぬ、今言ったような、もう世界経済、世界の金融とのいわゆる競争でありませぬから、連携でありますから、全部リソケージしているわけですから、そういう流れからいうと、これからの運用は多岐にわたるし、それだけ危険だし、また大変だろうな、私はかように思うのです。

そこで、最後の最後まで、やはり国民の資金を預かっておるといふその原点上で、差損もしっかりと肝に銘じ、管理についてもしっかりと肝に銘じ、今後、運用の対象を広げるに際しても、常に全体のバランスというかあるいはその取引のタイミングを考えると、そういう発想を私は今後ともずっと持っておいていただきたいし、それがなると、安全確実とはいえないが、あるいは公共の利益に資するといえないが、ついつい目先の損得といえますか、運用益ばかりに目が行くような運用になるのではないかというのを、これは簡保、郵貯で起こったことではないのですが、近時の、最近のそういう金融の多様化に伴う企業の倒産あるいはそういうのがたくさんあるわけで、それを思うときにちよつと二重写しに、十年後は簡保も郵貯もそういうデリバティブまがいのことではたばたしているのではないかと、この心配がありますので、この点、私の全くの私見でございますが申し述べまして、今後そういう留意をしていただきたいと申し添えまして、質問を終わりたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございました。
○自見委員長 次、高木陽介君。
○高木(陽)委員 午前中から本場に御苦労さまでございます。

外国債の問題についてずっと午前中からいろいろと御質問がありまして、少々タブの部分もあるかもしれませんが、お答え願ひたいと思ひます。
先ほども外国債の運用メリットということで、高木局長が二つあるとおっしゃられていた。一つ

が国内債に比べ利子収入が多い、あともう一つは国際的にリスクの分散。ただ、現状円高が進みながら為替差損のデメリットが出てきた。さらに、どれぐらいの含み損があるか。先ほどの御質問の中で、平成五年度末で郵貯の方で四千六百億、さらに簡保の方で九千億、これは余りにも、やはり普通の感覚で言いますとかなりの額だな。やはり、先ほども何度もずっと出てまいりました、国民のお金ですので、そこら辺のところを六十二年ぐらゐからそういう話をいろいろやって、大蔵省の方がうんと言わなかった。これは正直言って、局長そのころ局長ではなかったと思ひますし、大臣もそのころ大臣ではなかったです。私も、一時は与党になりましたけれども、その当時は多分野党でした。こういうような形で、何か責任というものはつきりしなまざるる来ているというの、これは今回の問題だけではなくて、あらゆる問題にも普遍的にあるのではないかと、そんな気がしているのです。

そんな中で、ではどうしていくのかということ、で今回のいろいろな対策があると思うのですけれども、先ほど大臣のおっしゃられた外国債を減らしていく、こういう中で、今後の、今現在も百円を切つてしまつて八十円前後ですね、そういう為替レート、そこら辺の見直しをしながら、償還期も来ているのも幾つかあると思うのですけれども、その前にもう、とつておいても差損がどれくらいか、そこら辺はどういうふうにお考えなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○高木(繁)政府委員 じつと償還を待つだけでなしにと、こういう御質問であるわけでありませぬが、率直に申し上げまして、簡保の場合には若干の売却も行つております。ただ、年度末近くになりまして、簡保が大量のカナダ債を売つたのではないかみたいな新聞の先ほどお話ございました。ああいう犯人のぬれぎぬを着せられるという可能性が非常に高いものですから、私も、やる場合にも大変注意をいたしております、例え

ば、一回当たり十億円を限度にするとか、どんな頻度が高くて週に一回ぐらゐにするとかいう形で、トータルとしても少額のもの売却を行つております。さらにこれをふやすということになりますと、今の為替の状況の中ではそれこそ大変なことになりかねないと思ひますので、やはりこれからの状況を見ながら、そういう方法についても考える余地があるな、こんな感じを持ってお聞きしたところでございます。

○高木(陽)委員 まことに市場への影響等がありますので、ここで局長がこうこうしますと言つて言つたら、また大変な問題になつてしまつて、そこら辺はわかるのですけれども、預けて国民の感覚ですね、やはり国がやっているから安心だということ、郵貯にしても簡保にしてもかなり預けていると思うのです。その預けている人一人一人にしてみれば、ある意味では本当にあなたのお金というか、庶民感覚でいいますと本当に火をともしというか、そういう形でやっていると、これがだんだん郵貯だと簡保という形になりますと、額としてはすこゝ巨額なんですけれども、一人一人を見ればすこゝ少額なんです。そういう中でも地道にやっていると、そういうものに対する感覚をやはり持つていただきたいと思ひます。持つておられるのですけれども、こういう法案審議を通じてさらに確認をさせていただきます。そういう思いで伺ひました。

続いて、先ほどもまたちよつと出ていた外国債の運用に対しての考え方ということで、職員訓練等々研修をやつていかなければいけない。これはまことに必要なことで、私もはあ意味では外国債の問題だとかについては素人です、実際問題、自分たちは買ったことありませんし、そういう中で、やはり訓練、では銀行に受け入れてもらつて、またはそういうところに行けば何とかなるか。それだけだとやはりだめだと思ひますよ。そこら辺のところでもう一歩何か、失敗しないというか、安全にというか、そこら辺の考え方

がもしございましたらお聞かせ願ひたいと思ひますが。
○高木(繁)政府委員 先生のお尋ねにびつたりするかどうかわかりませんが、一つ私も考えておりますのは、職員訓練、研修を基本にいたしまして、その次に、広い意味では訓練、研修でございますが、実地訓練、派遣した上での訓練、それからすぐにその後実施ではなしに、その前段階に一種模擬訓練と申しましうか、競馬の新聞見て買ったつもりになつて結果を検証するといふ、ちよつと変な例で恐縮でございます。そういう意味での一つのシミュレーションと申しますか、そういうやり方ということで、多少なりとも現実の運用に当たつてのノウハウというものが得られるのではないかと、こんなことも考えておりました。こういうものをできるだけ工夫しながらある程度の期間を続けた上で実施に続けていきたい、このように思つております。

○高木(陽)委員 それで、あと続いて外為、いわゆる外国為替の方の為替取引で先物でやつていくということ、これはもうずっと出てきた本場に素朴な基本的な問題として先物外国為替を加えることにした理由ですね、こつちの方がいいだろうということなんですけれども、そこら辺のところをもう一回お聞かせ願ひたいと思ひます。
○高木(繁)政府委員 大変な問題になつておりますが、これをできるだけ為替変動リスクから守つて、将来の為替差損の発生をできるだけ軽減をしたい、結果、資金のより有利な運用に資したい、これが理由でございます。

○高木(陽)委員 そうしますと、いわゆる為替の取引というのは、ある意味ではもうリスクはあるわけですね。だからヘッジをかける。わかるのですけれども、そんな中で、今回証券会社に委託、これは午前中に木村先生だと思ひますけれども、委託の仕方、これについて御質問があったと思ひますが、再度ここをちよつと確認をさせていただきます。これは委託する。証券会社を経由

と、これは委託する。証券会社を経由

と、これは委託する。証券会社を経由

しないと、じかに簡保資金がどんと来るまたは郵貯が来るとなると市場の変動は大きいですから、これはもちろん何かを媒介にしなければいけないというのにはわかります。木村先生の午前中のお話だと、何か証券会社はうさん臭いみたいな、そういうようなニュアンスで、では委託して大丈夫なのかみたいな、そのところで、谷局長もお答えになっていたと思うのですけれども、こちら側がしっかりと主導権を握りながらやるといったことをおっしゃってましたけれども、それを、いつどこでそれが判断し、やはりだれかが判断し、ではこの先物で幾ら、これは幾らというふうに決めると思うのですけれども、それはどういうふうな形で決められるのか、それをちょっとお答え願いたいと思います。

○高木(繁)政府委員 今回の考えておりますスキームは、私どもの方ですべて内容を決定して、その内容、指示に従って証券会社に動いてもらう、これを考えているわけでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば予約のレート、予約の額あるいは期間、実行日ということでもよろしくございますが、あるいはその予約を行うタイミングというような取引条件全般について、私どもの実際に運用を行う部門で市場動向を見た上で決定をいたしまして、これにつきましては先ほど申し上げましたように複数の人間の判断というものを加えるということでございまして、決定をした上でその内容を証券会社に電話で連絡をするという形になろうかなというふうに思っております。

なお、その内容を確認するために、私どもの運用担当セクションの職員とそれの相手側であります証券会社の担当者、それぞれについては事前に明確にしておくという手続でありまして、あるいは事後に私どもの指示どおりに取引を実行したかどうかという確認は、これはまた文書で行うということを考えております。

○高木(陽)委員 そうしますと、事後にも確認するというような形で複数の職員、郵政省の職員の方

方が決めていく。これも、特に為替の問題、これはだれもが予測がつかない問題で、本当に難しいな。だからこそそういう研修、研修をやればそういうのがわかるかといったら、きつとわからないと思うのですよね。だから、より多くの情報を集めながらそういう判断を下さなければいけない、それはわかるのですけれども、そこら辺のところでは本当に何度もずっと繰り返されてきた慎重にさらに確実にという方針、それをはっきりさせていたいただきたいということ。

あともう一つは、民間の企業ですと、責任というのとははつきりするわけですね。例えば、この間のペアリングズ社みたいな、だれがやった、だれのせいで、それで背任になりますよね、そういうのは。ただ、郵政省の場合だと、そういう複数の人間がやって、局として責任をとるのか、大臣が最終的に責任をとらなければいけないのではありませんか、そういうような何かあいまいな形というのがあるのではないかな。その担当者を、おまえの責任だ、こうは言えないと思うのですけれども。

今問われているのは責任をだれがしっかりとるのかという問題が大きいと思うのですよ。そういう点で、最終的には大臣が腹をくくって私の責任だということをやっていたらと思うのですけれども、そういうところもしっかりと考えていたいただきたいと思えます。これは回答は要りません。

そんな中で、取引をした後の情報開示という、先ほど古賀先生がちょっとおっしゃられてお伺いしなかったのですけれども、情報開示の問題、これは開示するとまた市場の影響というのがあるのですけれども、逆に言えば、その事後にこうであったというように、これもちゃんと、皆さんというか国民のお金ですから、こういうふうにするか、それどころプラスになりました、こうマイナスになりました、こういう部分の情報開示としては考えられているのかどうか、それをお伺いしたいと思えます。

○高木(繁)政府委員 情報開示、どの程度かという問題がまず基本的にあるわけでございますが、開示を行うことによつて市場に悪影響、良影響あるかどうかかわかりませんが、いろいろな影響を与えるだろうという考え方、それから一方では、先生御主張のように、取引の透明性を確保するという観点、あるいは利用者の保護あるいは利益を擁護する点という観点から開示の必要性がある、こういうこと、さまざま考えますと、隠すというふうな考えは毛頭ございせん。けれども、私どもの会計は基本的には国の会計になっておりますので、やはり私どもだけではという感じがいたします。官庁間の横並びという大変ですが、整合性の問題でございますとか、あるいは企業会計審議会での検討状況等を含めて、やはり総合的に考えさせていただきます。

○高木(陽)委員 本日に答えづらい質問だったかと思うのですけれども、やはり透明性の確保、だから、そのときはこれは絶対公表できないと思うのですかね、また、やったら本場が混乱しますから、これはもうだれもが認識していると思うのですけれども、その後、こうこうこうでしたというくらいはやられた方がまたそれなりに簡保及び郵貯に対する信頼度というものが高まってくるのではないかな。預け入れしている人は要はちゃんとしてくれればいんだというのものも、民間でやっている場合には仕方がない部分もあると思うのですけれども、国がやっている、公的機関がやっているからこそ、そういう部分は意識してやっていかなければいけないのではないかな。これは私個人の考えですけれど、それはまたいろいろと大臣を中心に、また局長を中心に御検討願いたいと思えます。

為替の問題及び外国債の問題はこれあたりにして、続いて、振替の問題、郵便振替の国税と電波利用料の取り扱い、これはすくく当たり前だなどいうか、やるべきだったな、遅過ぎたな、こういうような実感なんですけれども、口座振替にする

メリット、これは、郵政省また利用者、こちら辺のメリットとしてこうこうこれがメリットなんです、やはりこういうのをしっかりと伝えていかなければいけないと思つたのです。そうじゃないと、なりましたよ、ああそうですか、こういうふうになってしまいますので、そこら辺のところを、言わずもがなかもしれませんけれども、そのメリットについてお答え願いたいと思えます。

○谷(公)政府委員 お答え申し上げます。まず、郵政省、私どもから見たメリットでございますけれども、これまでは郵便局を御利用いただきます場合でも窓口で現金をお持ちいただいて振り込んでいただいていたわけでございますけれども、そういった窓口での処理が省略できることとなります。したがって、窓口事務の軽減化が図られますとともに、データを磁気テープ等に記録して入力処理することによりまして大量処理が可能となりますので、国庫金取りまとめ局の後方処理の事務の省力化も図られて、全体の事務の軽減化が図られるということでございます。

それからまた、窓口取り扱いの取扱件数が減少いたしますから、窓口の混雑が緩和されまして、利用者の方をお待たせすることなく円滑に業務を遂行できるということでございます。

それから、利用者の方々にとってのメリットでございますけれども、これは窓口までお出向きいただく必要がなくなるわけでございます。一たん郵便局へお申し込みただけですと、自後は自動的に納付が完了するということになります。そういう意味で、納税者、納付者の方にとりまして時間とお手数を大きく節約することができるようになるかと考えております。

以上でございます。

○高木(陽)委員 あと、またこの法案からちよつとすれてしまふかもしれないけれども、銀行の十年物の定期というものが今度導入されるということで、マスコミ等を通じてすつと行われ続けている民間金融機関と郵貯、いわゆる銀行と郵貯と

の戦争というか争いというか競争というか、そんな中で、銀行の方も十年物の定期を大蔵が認め、これに対して、郵便貯金としての影響または今後どうしていくのかみたいな、そこら辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○谷(公)政府委員 民間金融機関の定期預金の預入期間でございませうけれども、現在五年まで認められております。それがこの十月からは、大蔵省がその規制を撤廃いたしました。十年まで認められるようになるという話でございませう。これを受けて、個別の民間金融機関がどのように対処されるかというところは私も承知しておりませうけれども、恐らくいろいろな商品が出てくることになるだろうと考えております。

それから、中長期の郵便貯金の商品としましては、従来から十年まで預入可能な定期貯金というのがあったわけでございまして、これがいろいろ比較の対象になったわけでございませうが、定期貯金といたしましては、郵政省の取り扱っておりますのは現在四年以下になっております。この預入期間四年を超えます中長期の定期貯金の導入につきましては、自由化の意義、利用者のニーズ、民間金融機関の動向等を勘案いたしまして、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、私もこういった商品を持っておりませうけれども、民間が長期の定期預金その他いろいろ商品の多様化を図ってこられますと、私もにとりまして大変厳しい状況に当然なってくるわけでございませう。しかし、こういった自由化、商品の多様化ということとは、競争を通じてそのメリットを利用者の方々に還元していただくという政策でございませうので、私も、いろいろ困難はございませうけれども、むしろこれを前向きに受けとめて、それぞれの立場はございませうが、民間金融機関の方々とよい意味で切磋琢磨して、メリットの還元を努めていきたいと思っております。

○高木(陽)委員 まさに今切磋琢磨しながらやられるということで、本当にそれでいいと思うのですね。大体、郵貯がいつも悪者にされて、利

用者にとってみれば、郵貯だろうが銀行だろうが確実に運用していただいてちゃんと利子が返ってくる。特に高齢化社会になっていくこの時代において、そういう金融商品というか、多様化していかなければいけない。そんな中で、ある意味では、よく言われる、銀行というのは護送船団方式でいつも守ってもらっている。そうではなくて、もともともっとそういう部分で切磋琢磨しなければいけないし、そういう部分で郵貯も遠慮しないでどどんやられて僕はいいのではないかな、またやらないと銀行も刺激を受けないという気もするのです。そんな中で、今後の多角的な商品だとかまたはサービスだとか、そういうことを御検討願いたいなと思っております。

それにまた付随してというか、サービスという話になりますと、今度は、これも午前中日笠委員からあったと思うのですけれども、オンラインの相互交換性。銀行間はどうぞんそれが普及して本当に便利です。どこでもおろせるという。ただ、田舎の方へ行きますとやはり郵便局、二万四千のネットワーク、これはやはり一番で、私も議員になる前の仕事をしていたときに一時静岡にいて、静岡の山の中に、新聞記者でしたから取材に行きました。お金がなくなっておろしたかったけれども銀行がない、郵便局はあるのですけれども銀行はないという、これは本当に思っているのではありません。そういう人たちというのは多いと思うのです。

そういう部分での民間金融機関、銀行と郵便局のオンライン、CD、ATM、そのネットワーク、相互交換、これを進めてもらいたいのです。また郵政省としてもそれはどどんやりたいたいと思っておりますのですけれども、これは大蔵がまたぶつぶつ言っていると思うのですね。そこら辺の今後の取り組みについてお聞かせ願えればと思

います。
○谷(公)政府委員 民間金融機関におかれましては各業態ごとの接続が進んでおります。しかし、先生御指摘のように、全国的な郵便局窓口あるい

はATM、CDの配置ということを申し上げます、私も郵便局は全国すべての市町村に必ず設置されておるわけでございませうけれども、民間金融機関の設置されていない市町村というのはいくつあるわけで、ちよつと市はありませうでしょうけれども、村は随分あるわけでございませう。したがって、今後二十一世紀、マルチメディア社会を迎えることとなるわけでございませう。こういったシステムについてはできる限り接続していくという趨勢にあるのは当然のことでございますので、私どものネットワークと民間のネットワークを接続していくことによりまして、利用者の方々も大変便利な状況になりますし、また民間の商品につきましてもその利便性を増すことになると思

す。
そういう観点から、民間金融機関とのATM、CDの相互接続につきまして、まず調査研究をしたいということで平成六年度、七年度予算要求をしたところでございませうけれども、民間金融機関の反対が背景にあるといった事情もございまして、残念ながらまだこの予算は成立を見ておりませう。

しかし、いずれにしても時代の趨勢でございませうので、こういったことの必要性について関係者それから広く国民の皆様御理解、御支持をいただいて、こういったところからまず接続の可能性、条件について検討する取り組みをしてまいりたいと思っております。

○高木(陽)委員 接続してもらいたいという支持はほとんどだと思っております。はっきり言って反対しているのは銀行だけです。一億二千万のほとんどの人はこれをやってもいいというふうに言っているはずですよ。その一部銀行、では銀行の職員またはその関係者、その人数と利用者の人数、アンケート調査をやったら、世論調査をやった絶対的によってもいいという結論が出るわけですよ。もう見えてくるわけですよ。あとは、大蔵省は突っ張っていると思うのですけれども、この壁を打ち破らなければいけないし、では大蔵省は

何のためにあるかといったら、これは国民のためにある省庁であって、一部銀行だとか一部業界だとか、そんなためにあるのじゃないかと思うのです。そこから考えますと、ここはまた郵政大臣がリーダーシップを発揮して、その壁をばしと打ち破っていただきたいと思っております。

これからのいろいろと、この問題からまたちよつとずれてしまいかもしれませんが、規制緩和とか何だか、一部業界、それは守らなければいけない、その人たちは生活しているというのとはあると思うのです。しかしそれだけで、ではほとんどの国民が不便を感じている問題、こういうものに関しましてはやはり決断をしなければいけないと思

うのです。今までのままなままやってきました。そんなこととやったら銀行が圧迫されてしまふだとか、また一部業界がだめになってしまふだとか、言葉はすごく乱暴かもしれませんが、これだけ経済が複雑化してきて、いろいろなニーズがある。もつと言えば、一億二千万人の国民全員が納得するものというのははつきり言っていないわけですよ。そんな中で、政治というものは基本的に最大多数の最大幸福ですから、こういった原理の中で、それだけのニーズがあることは押し切らなければいけないのじゃないかなというふうには私は思っているのですけれども、大臣、もう時間もないので、最後にそのお考えを。

○大出(務)大臣 私も本当に高木さんと同じ考え方なんです。実は九一年に臨時行政改革推進審議会がございまして、九二年、九三年、三年間これを審議しているのです。貯金の問題というのは豊かならば部会で審議が始まりました、この中に政府関係のグループの小さな部会をつくりまして、稲盛さんが会長で、政府の役割グループというのです。これをすつとやってきました、その経過をすつと追って、私、総務庁の今の次官の八木君のところから事務局だから、その間すつとフォローしていろいろ調べたのです。実に納得しがたい議論です。経団連試案とか稲盛さんの私案と

か出てくるのですが、それを最終的に九三年十月

二十七日に答申が出た中で、巨大化する懸念を何とか解消するようにして経営してくれ、これでおさまったのだから、だからこれを原点にして、四の五の言わずに国民のためにという視点で、大蔵省、物の考え方を委ねるといのが私の言い分なんです。ですから、それは機会を見てまた物を言うつもりでおります。

○高木(陽)委員 時間も来しましたので、本当に大臣のリーダーシップも期待しております、私も国民の負託を受けて議員とならせていただいているわけで、その国民のニーズをしっかりと実現するのがやはり政治の原点である、そういうふうな考え方をいたします。また、郵政省の事務の方々もそういった国民のニーズというものを、予算を握っているのは大蔵省ですけれども、そこら辺のところはまた一丸となって頑張っていたいでやっていただきたいな。ちよつと応援演説みたいになっていただきます。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○自見委員長 次に、河村たかし君。

○河村(た)委員 河村たかしでございます。

きょうは、郵貯、簡保を外国為替にどう使うかというふうな話ですけれども、国民サイドとしては、そういう問題もありますが、やはりだんだんデフレ的な状況のこの経済の中で、郵貯、簡保の巨額な資金をもつとやはり国民生活、自分たち国内に有効に使ってくれぬかというのが本当の気持ちではないかしらん、そういうふうな思っている。だから、今皆さん、外為の運用についていろいろ話を聞かれましたけれども、それはそれでございませうけれども、郵貯、簡保、また一方、性悪説と言われましても、そういうふうな批判も非常にある中で、しかしそれなりにどういう役割をこの際郵貯、簡保は持つていったらいいんだらう、そこら辺のところをちよつと本質論にさかのぼりましてお話を伺いたい、そんなふうな思っております。

まず、どてばつでございませうけれども、郵貯、簡保の目的ですけれども、運用目的といま

すか、利子を稼ぐ、これは当然あると思ひますけれども、それだけなのか、それとも何らかの公共政策というのか、そういうものもやはりあるのですか。どうですか、これは。

○高木(繁)政府委員 まず簡保の積立金でございませう、これは先生御承知のとおり、運用法第一条に書いてございませうに、「確実に有利な方法により、かつ、公共の利益になるように」云々ということ、法文上の公共的な運用を行うということも目的として明記しているところでございませう。

次に、郵貯の金融自由化対策資金でございませう、これは郵貯法の六十八条の二でございませうけれども、「金融自由化に適切に対応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資する」ことを目的として運用を行うことになっております。ただ、郵貯資金は国民から集められました公共性のある資金でございませうので、法の目的のもとで公共性に配慮をすることが望ましいというふうな考え方もあります。

○河村(た)委員 今の話で、一応公共政策としての意味もあるよということだと思ひます。

今回の、外国為替に予約をやるのかというその目的ですけれども、それはそれ自体、いわゆる為替P KOといひますか、いわゆる外国為替の安定、そのためだけにやる、そういう目的ではないのですか、これは。

○高木(繁)政府委員 外国債への運用は、理由としては二つ、国内債よりも高い利子と国際的なリスク分散、こういう二つがございませう。したがって、私も、郵貯資金、簡保資金を運用する際には、できるだけ有利で確実、もちろん、先ほどの御質問のように公共の利益にもプラスになりますけれども、それによつて預金者、加入者の利益を図るといふことを目的として運用するわけがございませう。したがって、外国債運用もその一環の運用でございませうので、円高対策を目的とするものではございませう。

○河村(た)委員 為替維持政策とか、そういうも

のではないということですね、もともと本来の趣旨は。

そういうことなので、その中で今、いろいろな数字は先ほど出てきましたけれども、巨額な為替損が出たということですから、もうかつた利息もありませんので、国内で使つておたらそんな利息は高くはない、向こうでやつたから高いということがありますから、必ずしも全部損ではないと思ひますけれども、その辺はトータル計算はありますから、利息のもうかつた分を引いた分といひますか。

(委員長退席、佐田委員長代理着席)

○高木(繁)政府委員 利息と為替によるデメリットとを相殺した計算は私もやつておりませう。個々のケースケースで出てくるということになります。

○河村(た)委員 それは何か残念なようなこと、それが出してないものだから、えらいあなたのところ損こいたばかりの話で、意外とその利息で国内に預けておるよりもうかつておる分があるということもございませう、その辺も上手に開示されたらいいのではないかと思ひますけれども、いずれにしても、かなり損をされたということになります、こういうものの責任問題というのは、これはあらへんのですか。これはどうなるのですかね。これは、失敗したがやとということでは終わらなうですか。どうですか、これ。

○高木(繁)政府委員 現在の為替差損の問題につきましては、郵貯、簡保ともに大変深刻な問題であるというふうな私ども認識をしております。

この問題を解消するに当たりまして、利用者の方々に大きな御迷惑をおかけするということがあつてはならない、また、国の事業として為替市場に無用の悪影響を与えることがあつてもならない、こんな考え方をいたしておりまして、今申し上げたような点に適切に対処をしていくことが現在の我々に与えられた責任であるというふうな考へておる次第でございませう。

○河村(た)委員 先ほどの質問にもありましたけ

れども、これほどの円高になるということとはわらんかったというふうな話ですけれども、この日本国の最高責任、行政責任を負つておられる方がわからんかったでは、これは情けないので、こういうところはもうちよつとはっきりしていくといひと思ひますけれども、まあしかし、先ほど言ひましたように、利息でもうかつた分もありませんので、ちよつとその数字がわかりませうから、その話はこのくらいにします。

御承知のように、ISバランスでしたか、要するに、国内の貯蓄マイナス投資ですか、それが實際収支とイコールである、こういう一つの数式がありますよ。その中で、国内の投資が非常に今行き詰まった、民間もなかなか投資してこない、それから民間の金融機関でもなかなか金貸してくれぬ、そういう状況が今あるわけですよ。

だから、そういう中で、国民的にいへば、外為の問題もそうですけれども、たまたま今回その法律でございませうので、ちよつとタイミングとしてはおかしいかもわかりませうけれども、やはりせつかくこれだけみんな出した金だからもつと国内にどんどん、本来は、先ほども言われましたように外国に投資するのは二の次だということもございませうので、為替P KOでやつていくのじやないということですから、こういうときにこそ国内にもつと投資しろと。国内に投資すれば貿易黒字が減るのだというのが伝統的ないわゆる財政の理論でございませうので、そういう方向に——どうなんですか、そういう意味といたひは今ありませんか。それはちよつと大臣にも後で。

○谷(公)政府委員 郵便貯金について申し上げますと、私も、郵便貯金として全国から受け入れました資金は日々全額大蔵省の資金運用部に預託されるというところは法律で義務づけられておる、その資金運用部におきましては、財投計画に基づきまして、財投機関を通じて我が国の社会資本の整備に活用されているわけがございませう。また、その中における一時的な余剰資金につきましても、金融債の購入などの形で民間に資金は還

流しておるわけでございます。決してどこかで預託されたお金が眠っておるということではございませんで、全体として我が国経済を循環していると考えておるところでございます。

ですから、昨今のように不況が長期化したまま中で民間の企業や民間金融機関が積極的に動けない状況下におきましては、財政が景気対策上期待される大きな役割を果たしてございまして、その中で郵貯や簡保資金もその原資として有効に活用されるものと考えております。

○河村(た)委員 ちよつと大臣にもその点ひとつ……。

○大出國務大臣 河村さん、今おっしゃっていることはよくわかるのですけれども、さつきもお答えをいたしました。今の財投の残高で見て貯金が百三十四兆ございまして、保険が四十三兆ございまして、百七十七兆、こう申し上げたんですがね。三百九兆の財投全額の残高のうちで五七・二%になると。そのほかに、これ、貯金、保険の原資からは金融債などを二十二兆買っているんです。それから長期国債を六十二兆買っているんです。ですから八十四兆あるんですよ。もう一遍言いますが、長期国債が六十二兆、金融債などが二十二兆、これで八十四兆ございまして、これを差し引いたものが先ほど申し上げております百七十七兆なんです。ですから、べらぼうな金を、今おっしゃるようには外国へ持っていつているという部分は、これは外国債というのがあるいはそうかもしれない。しかし、そうでないものはほとんど国内投資なんです。実際に、

で、問題は、自由化資金のように、五兆ぐらいこつこつ伸ばしてきて現在約三十兆でしようね、あれは、これをどう使うかと。つまり、預託利子よりも高いものを用いて考えてきたことなんだから。そこで今の外国債が出てくるわけですよ。で、責任ということなんです。私も心配だから、前の諸君がやっただからいいんだというわけにいかないからね、どうなってるのかと思つて実は深刻に――皆さんはなかなか口がかたいけれど

でも、だけれどもいろいろ話してみまして、それじゃ今どうするんだといったときに、責任負えるのか負えないのか。現状負えると思うからいろいろお答えをされているということでございます。

で、問題の焦点は、要するに、一体こんなにも異常な円高ですから、これで申し上げると時間が長くなりまして言いませんけれども、これがどうなるかというのを、きょう二十六日、アメリカへ行っているいろいろやっておられて、その後もありますので、そこらをも少し眺めながら、どうしたら一番いいのかというのはいずれにしても考えないかぬと思つておりますが、今の国内にいうなら、今申し上げたように、ほとんど国内に投資をされているということですがね。

○河村(た)委員 いや、私は、外債について損したといふことはどちらかというところ、それはまあ大きな問題ですけれども、それはそれという感じですかね、その方へは一向に伝わってこぬと。ということから、応援にならうにもなれなせんじやないかと、これでは、何か民業圧迫論が圧倒的ではないか、だから、それはやはり、先ほど言いましたように、今何が大事かといつたら、とにかく国内に資金を眠らせない、それで、今言われました、投資をしていますが、それを目に見える形で郵便局がもっとメッセージを発して、それを使えるようにする、国内の投資をふやして貿易黒字を減らすんだという、そういう強烈なメッセージが一向に伝わってこない。そちらの方を問題にしておるわけなんです。

ところで、郵貯、簡保のいわゆる存在意義ですね、この民業圧迫論の全盛の中、全盛と言つて怒られますけれども、全盛までいきませんが、の中で、改めて郵貯、簡保の存在意義をひとつお聞かせ願えませんか。

(佐田委員長代理退席、委員長着席)

○谷(公)政府委員 郵便貯金でございますけれども、国営、非営利の個人専門の貯蓄機関といった

まして国民のニーズに応じた個人金融サービスを提供すること、それから簡易保険につきましては、保険・年金サービスの提供を通じて「国民の経済生活の安定」を図るとのこと、そしてそれによって「福祉を増進する」ということを使命にしております。これらは法律によって我々に与えられた使命でございます。そして、現に郵貯も簡保も国民に最も身近な金融機関として広く利用されておられて、国民生活のお役に立っていると考えております。

で、近時、金融自由化の時代を迎えておるわけでございますけれども、その自由化の中でこれから民間の金融機関がどのような活性化を果たしていくかということが一つの大きな課題でございます。同時に、そういうことが実現いたしましたとしても、同時にまた、その中でいわゆる影となる部分ということが生じてくることも考えられるわけでございます。私どもは、そういう点のカーパーもあわせて、それぞれの立場に基づいて、この自由化の中で民間と切磋琢磨しながら、利用者利便第一ということでの役割を果たしていくべきだと考えております。

○河村(た)委員 いろいろおっしゃっていただきましてけれども、一応公共目的も当然あるよと。まあまあねとという話もありますね。

で、そういうふうになりますと、本当に庶民からのというか、大きな金を集めておるんですから、やはり経済を活性化してほしいというのが本則だと思つておるんですよ。先ほど言いましたように、郵貯、簡保がやはり今一番大事なのは、とにかく金を回すということですよ。今一番大事なのは、お金は回さぬことにはいかぬと。水洗便所の水と同じで、やはり流さぬことには次が入らぬということになりますので、ちよつと表現が悪かったです。そういうこと、先駆的な役割を果たしていくというメッセージが――先駆はまずかったです。そういう意思は一切ありません。だから、そういう先駆者、先駆者というはおかしいですけれども、こういうときにこ

そ、公共政策があるんだたら――何か伝わってこぬのですよ。ほかの銀行と同じじゃないかという感じなんです。

財政投融資の話が出てきますけれども、どうももつとメッセージをはつきり出してもらえないかということ、郵政省としては、大蔵省の資金運用部にお金を渡されるときに何も言えぬのですか。普通の実社会でしたら、金を包括的に預託するときに、こういうように使つてちょうだいよということを一応言いますね、これ。例えば郵政省でしたら、この間うち法案にも出ておりますけれども、例えば担保のないような情報通信関係のソフトをやつておるような会社へとか、そういうようなベンチャー資金、そういうようなものにも積極的に使つてもらつておるような運用を今こそしてほしいと。そういうお願いというのは何もできず、にテーブルに行かれて、今大蔵省の方も来てみえますけれども、目の前にお見合い状況で座つて、どうぞと、できやうならと、こういうことなのか。ちよつとその辺の行政の実情をお聞かせ願えませんか。

○谷(公)政府委員 先ほど私の御答弁の中で、郵貯、簡保の役割といたしまして、御指摘の、公的な資金として公共的な分野に活用されているということ、を漏らしましたのは申しわけございません。

で、そのことでございますが、郵貯につきましましては全額「資金運用部に預託しなければならぬ」ということになっておまして、財投の主要な原資になっております。一方、個々の財投機関に対してどのような条件でどれだけ額を運用するかということにつきましては、大蔵省が政府部内では担当するという役割になっておるわけでございます。

ただ、資金の預託者であります郵政省は、この資金を国民の皆様から信託を受けてお預かりしておるわけでございますから、その使途について、当然国民の皆様も、できれば公共的なもの、この資金が活用されるということ、を望んでおられるわ

けてございますから、関心を持っていくべきだと考えておるわけでございます。

個々の運用ということではございませぬけれども、例えばこの資金運用部の中から、私どもが郵政大臣の自主運用という自由化対策資金というものがまた借り出されているわけでございませぬけれども、この運用につきましては、地方への直接還元といったような形で公共的な分野にもこれを積極的に活用していきたいという要求を予算として出してきておりますけれども、残念ながら、現在のところまだ実現するには至っておりません。今後とも、十分この点についても関心を持っていきたいと考えております。

○河村(た)委員 そのところをちょっと大蔵省さんに。実際のテールは、今言ったように、預けて、それではいどうぞと、ありがとうと、さよならと、こういうふうなのか。一つの行政のいわゆる権限の分配論があると思ひますけれども、そこら辺は非常にやはりかたく運用しないかぬものかどうか。郵貯を応援しようとするれば、やはり何らかのメッセージが伝わってこないか、民業圧迫論が勝ちやうなですやね、これは。だから、そこら辺のところから大蔵省さんどうですか、これは。

○寺澤説明員 お答え申し上げます。

財政投融資につきましては、その原資が、先ほど御指摘のように郵便貯金も大きな原資でござい

ます。これらは、年金の保険料にいたしましても、国の制度、信用に基づいて集められた公的な資金であるということから、資金運用部資金法の規定で、「確実且つ有利な方法で運用する」ということと、「公共の利益の増進に寄与せしめること」と、いわゆる償還確実性と公共性の確保を基本理念として運用するということになっておるわけでございませぬが、その具体的な運用に当たりましては、財政投融資ということで、財政と一体となって資源配分なり景気調整機能を的確に果たせるように、毎年度の予算編成におきまして配分を決

め、それを予算書の中で具体的に各機関ごとの配分額を計上いたしまして、国会の議決を経てやるということでございます。

それで、その具体的な用途につきましては、最近におきましては住宅それから生活環境整備、厚生福祉、こういうものに重点的に充てられておりまして、使途別でいいますと、この住宅と生活環境整備、厚生福祉で五五％程度を割っているというところでございます。

○河村(た)委員 まあそれは、伝統的な、ただ教科書を読んだだけの話でございませぬけれども、郵政省として、大臣として、そういうメッセージでいいの。今のような運用、住宅金融公庫だ、中小金だ、国民金融公庫だ、そういう話の中でそれは運用されておると思ひますけれども、それは今まで伝統的には非常に役割を果たしてきたと思ひます。だけれども、ここへ来てこれだけ金が動かないで非常に苦しんでおるときに、今までと同じシステムで、教科書的な答弁を繰り返されるだけでは、それでやはり郵政省の使命というのか、せつかく郵便局の方がみんな必死になって預金を集められておるのに、もっと郵便貯金は生き生きとして使われておるぞというふうなメッセージは出すおつもりはあるのかないのか、現状の制度でいいと思われておるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○大出国務大臣 これは、最近私は予算を離れていますから調べておりませぬけれども、日本というものは、当時私が調べた数字で一千兆ぐらいの貯蓄性資産を国民が持っている。そのうちのおおむね半分、五〇％ぐらいが金融機関に入っておりますね、日本の場合、ところが、アメリカなんかを見てみると、おおむね二割ですね、金融機関に入っているの。あとは証券市場その他に直接出ていってしまふ。そこにSECみたいな投資家を保護するきちっとしたシステムができておるといふ理由があるのです。それだけに、不況ということになると、ある機

関みたいに、とんでもないところが純金風呂にま

で金を貸したなんという騒ぎが出てきて、資金運用のしようがなくなってしまうのです。今の生命保険会社はみんなそうですよ、片っ端おかしくなっているというの。パブルのときにいろいろ運用してきて、例えば、どこどこ共済組合には

○一％利子を乗せますとかなんとかということ

で集めて運用してきたのが、パブル崩壊をしようと運用しようがないのです。どんどん下がってしまつて。そういうのが現状ですよ。つまり、神話論が出てきた土地も動かない、株もこういう状態だということですから。すると、そういう中で、今のお話でいくとすれば、このシステムを全部変えなければいかぬのですよ。つまり、どこか投資先を考えて、景気浮揚も含めて、国民の金なんだから、郵便局で集めて苦勞した金なんだから、どこかに目に見える投資ができないかということになると、これを見てもはつきりしているのですが、この財投というのは厚生年金で九十七兆ですよ。わずか九十七兆しかないのです。厚生年金資金が。そして、国民年金で八兆円ですよ。その他三十三兆。その他の三十三兆というのは、労働保険資金とか外為の資金だとか、共済組合の資金とか自動車損害賠償再保険制度等の資金とかいろいろものを入れて、これがその他で三十三兆円ですよ。あとは全部、さつき申し上げた貯金、保険の金百七十七兆円というわけですよ。

るわけですね。これがなかったら住宅政策は動かないわけですから、まさに景気の牽引車である住宅の基礎というのは財投だということになる。

それから中小企業の方も、中小企業金融公庫は二兆四千億のものをふやして、これは二兆五千億を超えている。これなんか非常に大きなファクターでございませぬ、それから道路公団も、一兆四千億ぐらいで来たのですけれども、一兆九千億になっていまして、いろいろ関西のこともありますから。開発銀行もおおむね二兆円ぐらいのずつと調べていきますと、地方公共団体にも七・二兆財投を組んでいるのですから。七十兆の年度予算の中で四十八兆片方に財投があるわけですから。

このウエートを考えますと、目に見えないのじやなくて見え過ぎるぐらい、実は財投資金というものが果たしている大きな役割といたしますか、だから、御説の点はわかるのだけれども、そうだとすれば財投そのものを根本的にどう考え直していくかということになっていくと思うのですが、その財投は何とかしなければという御意見は今度の予算委員会でも何人も出てくるけれども、ではどうすればいいというのは一つもないというので、そこ为中心的なポイントがあると思っております、おっしゃっていることはよくわかっているのですけれども。

○河村(た)委員 私も、では財投のシステムそのものをやめてどうしようとか、財政学のスベシヤリストでありませぬので、そこまではなかなか難しいのでありますけれども、少なくとも本場に郵貯を仮に応援しようとするれば、もうちょっと、今までの伝統的な説明だけじゃなくて、例えば、ばかみないなことですけれども、大蔵省に対してこうこう申し入れたとか、もっと金を動かしようとして、今でも教科書的にも動いておるのですよ、そういうふうなメッセージを何か出してみようという工夫がないと、いたずらに防戦一方でして、民業圧迫論でありまして、圧迫というのは、本来は苦

しみ慮げられておる者が圧迫というはずで、銀行さんは給料もええですし、一等地に住んでおりまして、もう四十にもなれば年収一千万もあるというところで、それに比べると郵便局さんは薄給の中で頑張っておられることだと思えますね。

僕もそう圧迫論にくみするものではないですけども、少なくともどうも、もつと金を具体的に動かしていくために、伝統的な財投の理論じやなくて、まあ理論でもいいのだけれども、その中でこう頑張っておるんだよというメッセージが一向に伝わってこない、そこら辺をちよつと思えますものですか、もしいい方法がありましたら出していただいで、大蔵省に遠慮せぬでもええですか、どんどんぶつけていただくということがええのじやないかな、そんなふうに思います。

それから最後に、郵便局が集めたお金を、財投の先、そこでの赤字に一般会計を使ったりということで、大蔵省は盛んに赤字国債性悪説を言いまして、何か一円でも赤字国債を出すと世の中が突然ぶつぷれるようなことを言いますけれども、そこは割とミックスして実際運用をされておるといふことなので、非常に税金というのはいかたよくやつて、それからもう一つの有償資金であるこちらの貯金の方は緩やかにやつて、実際は非常にうまくバランスがとれて運用しておるのか。それとも、赤字国債性悪説は大蔵省の美学として、さんがんに言っておいて、しかし、隠れみものとして、それを柔軟に埋め合わせていくために財投というようなシステムをとおうとしておるのかどうか。

その辺のところはちよつと僕もわかりにくいのですけれども、有償資金と無償資金の運用の仕方、そこらにはひとつ大蔵省さんと、それから郵政省は郵政省で、本来は違う性質の資金なんだけれども、割とそれはミックスして使えばいいじやないのかと思つてみるのか、そこら辺をお聞かせ願えませんか。

○寺澤説明員 お答え申し上げます。
先生御指摘の、財投を赤字のために使っているという意味が、ちよつと私誤解をしてお答えする

かもしれませんけれども、私どもはそういうふうには考えておりません。(河村(た)委員「財投の赤字に一般会計を使っているという」と呼ぶ)わかりました。

財政投融資というのは、有償資金で財政政策を遂行するというところでございますが、財投の赤字とおっしゃいますのは、例えば道路公園に赤字が出るということの分を有償資金でつないでいるのではないかと、こういう御指摘で……(河村(た)委員「金利の逆さやのことです」と呼ぶ)そうでございますね。

そういうことであれば、私どもは、それは赤字ではなくて政策コストである。つまり、財投の金利では償還ができないような道路を新たに建設する場合には、その道路について、一般会計から一定の利子補給をしてコストを下げた上で道路を建設することを認めるということになるわけでございまして、一般会計の無償資金と財投の有償資金が組み合わされて道路ができる。採算性の悪い道路もそういう形で着工され建設されているということでございます。

まさにそれは政策のコスト。まあ東名高速道路であれば全然問題ないわけですが、いわゆる縦貫道とか言われております、縦貫道ではない、背骨から横に出る肋骨のような道路がありまして、そういうものは収支採算性がよくない。そういうものについて、一般会計の無償資金と有償資金を組み合わせて建設をする。そのことによって高速道路網が早く整備され、かつ、有償資金でございますから、利用者から料金をいただくということ、租税負担率の引き上げが回避されるというメリットがあるというふうに考えております。

○河村(た)委員 あと郵政省に、そういうようなミックスして使うような感覚でも、それはいいのかどうか。本来有償資金というのは、金ももうかるものに使わなければいかぬ、投資ですから。まあ税金は違うのですけれども、それはそれでいいこととおっしゃるじやないかという感覚なの

うかをひとつお聞かせ願いたい。最後でございます。

○谷(公)政府委員 先ほど来大変叱咤激励をいただいておりますので、私も、一般的な財投の仕組みということにつきましては、私どもも、今大蔵省から御説明のあったことのように承知をしております。

その具体的な運用につきましては、個々の政策分野のあり方ということにも絡むものと思っておりますので、私といたしましては答弁は差し控えさせていただきます。

○河村(た)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○自見委員長 次に、矢島恒夫君。
○矢島委員 郵便振替法の一部改正案については、国税やあるいは電波料を納付する納税者やあるいは免許人の利便、こういうものでありますから、私たちとしても賛成であります。しかし、郵便貯金法の改正案と簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の改正案については、いろいろ問題があると考えておりますので、その点についてお聞きしたいと思います。

先ほどから、外国債については為替差損による評価損、これについてのいろいろと質問がございました。それについておおよその六年度末の金額が示されました。しかし、国債だとか地方債だとかあるいは金融債などなど、国内債についても評価損はあるのではないかと思っております。

そこで、金融自由化対策資金、簡保資金、それから簡保事業団の指定単、それぞれについて、現時点で全体としては評価損がどのくらいあるか、お答えいただきたいと思います。

指定単につきましては、まず指定単運用が非常に長期的な視点から行っているということ、あるいは指定単を受託しております信託銀行の公表することによって運用に影響を与える可能性があるということ、ひいては金融市場全体にも影響を及ぼすというおそれがございますので、その辺を勘案いたしまして、公表を差し控えていただいております。

○高木(繁)政府委員 今例に出しました国債ですとか金融債ですとか、そういうものに対する運用の結果出ました評価損というのにつきまして、私ども計算をいたしております。私どもは、年間を通じてのトータルの運用利回りという形で、トータル判断で理解をされているということでございます。

しかし、六年度末のレートは八十六円台、さらにこの円高は今日進んでおりますし、八十六円台

に反することは期待できない、こういうことも言われております。こうした中で外国債への運用をふやしていくということ、このことは、資金運用についての三原則である安全、確実、有利にも反することではないかと思ひます。

大臣も先ほど、この問題では極力外国債を減らすことだ、こういうお答えをされておりました。そこにごそメスを入れるべきではないかと私も思ひます。外国債を買うのをやめたらどうかと思うのですが、いかがですか。

○高木(繁)政府委員 外国債の運用の理由、目的につきましては、ほかの御質問にお答えをいたしておきます。そういう意味はまだ依然としてあるわけでございます。多少高い利子収入という部分については減ってきている、こういうことを申し上げた次第でございます。

ただ、メリットがある以上、ポートフォリオ上一定の役割というものはやはり依然としてあるといふことでございまして、どの程度積極的に買い増しをしていくかという点になりますと、これは時の状況に応じていろいろな判断があろうかと思ひますが、現段階では、先ほど来申し上げておりますように、非常に慎重に、特に外貨債には慎重に、円建て債を購入するように、こういうスタンスで臨んでいるところでございます。

○矢島委員 そういふお答え、先ほど来お聞きしているわけですが、実際に実現損にならないという保証もないし、また、国民の不安を本当にそれでぬぐえるかという、依然として国民は不安を持っているわけですから、やはりこの際、この資金運用について根本的に検討すべきだと私は思ふわけでは。

そこで、外国債については、今回提案されているようなリスクヘッジの手法を使えば今後為替差損は生じないというわけですが、今日のような予想を超える急激な円高のもとで必ず成功するののかという不安もあるわけですが、その保証があるのかどうか。

それから、先ほど質問がありました、今回

の法改正について、外為市場では、局面によっては円高要因になると見る向きもある。簡保や郵貯の売買が市場でうわさになるのを避けるために、この為替予約は証券会社、これを經由して間接的に発注するというわけですが、日経新聞などでは、多数の証券会社に注文を分散するとかえって情報が漏れやすいのではないかと、あるいは円相場場の不透明要因がふえるという声もあるわけですが、このような声に郵政省、ひとつ、自信を持って答えられるかどうか。この点について。

○高木(繁)政府委員 まず第一点の、今回の先物外国為替が将来のリスクヘッジの手法として万全かというお尋ねでございます。

この、万全かというお答えになりますと、今度は論理の世界の話になってまいりますので大変お答えの仕方が難しいのでありますが、ただ私どもは、現実はこの仕組みの導入を御承認いただいた場合に、先ほど来申し上げておりますように、為替の市場への影響でありまして、あるいは結果として私どもの利益がふえるように、あるいは損失が軽減できるように、こういう趣旨に沿った慎重な運用をやつていきたい、このように考えているところでございます。そういう面からいまして、今回の先物外国為替の手段と申しますのはヘッジの手段として有効に働いてくれるものといふふうに考えているところでございます。

外債の運用によって多額の為替差損を抱えている、株式市場の低迷の方で指定単運用もうまくいっていない、そういう簡保やあるいは郵貯資金、この運用がうまくいっていないことが簡保や郵貯の経営に重大な支障を来しているのではないかと。

それからもう一点、円高要因になるところから証券会社経由でというお話でございます。

簡保の方の例ですけれども、東京郵政局が昨年十月に、簡保東京パワーアップ推進本部、こういうものをつくりました。それで東京郵政局が本部長に座っております。

新聞記事、たしか私も、たぐさんの証券会社に委託をすることによってむしろ情報が漏れるという話がございますけれども、この辺は、実はそうではないかというのが私の方で調べたところでございます。むしろ外国為替の市場関係者、これは外為銀行でございますが、外為銀行の間では非常に情報流通が活発だといふふうに聞いております。

ただ、証券会社を経由といひましようか、委託をして、郵政省という名前を出さないで証券会社

の名前で取引をしていただく、こういう約定のもとにありますが、もしそれが、約定を守らない場合というのはこれはまたちよつと別の次元の話ではございませぬけれども、証券会社を通すことによつて直接的な大きな影響というものは避けられるだろう、このように考えております。

○矢島委員 いろいろと不安定材料というものは残していることは事実だろうと思ひます。私どもは、それができればそれでよいというわけではございません。そのことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思ひます。

外債の運用によって多額の為替差損を抱えている、株式市場の低迷の方で指定単運用もうまくいっていない、そういう簡保やあるいは郵貯資金、この運用がうまくいっていないことが簡保や郵貯の経営に重大な支障を来しているのではないかと。

これは、過去と比べてみましても、バブル時に掲げた目標と変わらないうわけなんです。しかし、昨年四十六年ぶりという保険料の大幅値上げが実施されました。運用の方では低金利時代で厳しいなどいろいろと言ひわけがあるわけですが、職員も、職員の保険目標というのは経済状況が変化しても、例えば値上げによる厳しい募集環境、こういうことについても触れられていないのですね。そういうことが無視されて高い目標が押しつけられて、こういう現状にあるわけでは。

運用は厳しいから保険料収入を上げる、こうして、保険料の値上げだとかバブルの崩壊などいゆる募集にとつての困難さは、考慮に入れないどころか無視している。そして高い目標をそれぞれに押しつけてきている。こういう経営姿勢になつていのではないかと思ひますが、そうでは。

○高木(繁)政府委員 いろいろな御指摘があつたと思ひます。前段の方の、運用収入と保険料収入の二つから

成り立っている、運用収入の方が余り思ったよりいかにないので保険料収入を大いに確保しようという言い方から、目標を達成しようという言い方になっていく、こういう点でございしますが、これは、私はむしろ当然のことであろうというふうに思っています。

御承知のような経済状況の中で、運用収入は確かに確保が難しい事情になってきておりますので、お客様に安定的な配当を行う、そのためには安定的な剰余金を毎年度出していかなければならないわけでございまして、そうなりますと、支出の方の節約と申しませうか、それはもちろん努力するにいたしましても、収入もやはり安定的に確保していかなければならない。そうなりますと、運用収入が余り思ったようにふえない部分については保険料収入の方を上げる努力が必要だ、これは経営上当然のことであろうというふうに思っております。

したがって、それを、全体の目標から郵政局の目標なりあるいは郵便局の目標なりという形でやっていますと、最終的にはやはりそれぞれ郵便局が頑張つて、自分たちの果たすべき役割として一定の数値としての目標があるわけでございまして、これを達成する努力をしようというのは当然あつてしるべき、やらなければいかぬことだというふうには私は考えます。

それから、目標の数値の四百八十六万円以上とか六十七万円以上とかいうお話がございました。これについて、昨年の四月の保険料改定であるとか、あるいは最近の経済状況等を考えていないのではないかと、こういう御指摘かと思いますが、これにつきましては、実はそういうことはございませぬ。

まず基本的には、トータルの、簡保事業全体の目標というものがございまして、そして、それを各郵政局、郵便局、分担をするといひましようか、それぞれの目標に分割をしていくわけでございまして。根っこ、保険事業全体として例えば平成七年度幾らの営業努力を達成すべきなのかという数

値を考える場合には、非常に大きなウェイトで、最近の経済状況でありますとか、あるいは保険料の改定後の新契約の状況等を考えて設定をいたしております。

したがって、個々の職員の数値というものを考える場合に、その町の経済状況がどうかとか、そういうようなことは当然入ってまいりませぬけれども、根っここの数字、全体の目標を考える際にまずそういう考慮を十分にいたしておりますので、結果的に職員レベルでの目標を考える際にもそういう部分は全部入っている、こういう数字を基本にして個人目標が決められる、こういう仕組みでございまして。

○矢島委員 私がいいたのは、運用での失敗というものを、今度は、それが失敗しているのだからひとつしりたたくをして保険料をどんどん集めるのだという趣旨で書かれているこの内容、今局長の答弁の内容からいえば、ごもつともだ、このなる部分もあるのですが、実態はそうなっていない。こういうのも、読みますと、上で失敗したからおまたち今度ほとんど集めてくるんだ、こういう解釈になるような一つのパンフなのです。

しかも、この目標というものは、そういうふうには全体的には設定するのだからと思ひますよ、それが個々の場所へ行くと、いろいろな形に現場ではなるのです。つまり、四百八十六万円あるいは六十七万円という額は、個人目標で出るのだけれども、それを実際に遂行するに当たつて大変な実態があるのです。

例えば、現場では事細かなチェックが行われるわけですが、課長あるいは上席課長代理、課長代理、それから総務主任、それぞれの役職に応じてマニュアルのチェックシートというのが配られるわけですが、これは外務総務主任のチェックシートですけれども、これによりまして全部で五十二項目のチェックポイントがあるわけですが、それぞれについて、できていない理由は何か、今後の取り組みはどうするのか、記入する欄があるのです。

その中の一つにこういう項目もあるわけなのです。「自局の一人平均目標額を下回る自主目標を設定した班員と対話し、再度見直しをさせているか」こういう項目もあるのです。これによりまして、平均目標より下回る目標を出せば個別にチェックされるわけですが、それを直させざるわけです。すると、算術的に考へましても平均目標よりも上を設定しろというのでしよう。すると今度はいわゆる平均値は上がるわけですが、どんだんどもんこれは青天井だ、簡単に考へてもそういう実態が現場にはあるわけですね。

現場では何人かの好実績者という人がいるわけですが、たくさん集める人ですね。多くの場合は、法人で社員を丸ごと簡保に入れるなどというお得意意を持っていらっしゃる人が、こういう好実績の人がいますから平均値は上がりますので、そこで平均以下の職員というものが大体六割から七割になる、こう言われているわけですが、それを、あなたは平均より低いから見せせという指導をしなさい、こういうマニュアルのチェックシートができ上がっているわけなんです。そうすると自主目標は限りなく上がっていく、これが現場の自主目標の実態だ。

しかも、職員を成績で三種類に分類する。第一分位、第二分位、第三分位とあつて、名前を記入して、そして表を作成して競争と。成績上位者には、募集手当以外にも料額賞とか件数賞、スタートダッシュ賞、個人目標達成賞とか、いろいろな名目の賞品が出るわけがあります。

ところが一方、成績が低い職員には低実績者というレッテルが張りつけられる。そして、第三分位の職員に対してはフレッシュ研修、こういうことで低実績に安住する人を許さない、こういう教育が行われるわけですが、実際に「低実績に安住する職員を許さない職場づくり」という項目がその中に書かれているわけですが、これとあわせて、人事交流という名目での配置転換、現場ではこういうものもちらつかされていくわけですが、これは教育の名をかりた恫喝のよう

なものだと思ふのですよ。東京郵政局では保険職員が二千五百人いるわけですが、そのうち千五百人、約六割、これを今後五年間で配転することが人事交流という名において一つのおどかし材料に使われている。

実際、ことし三月末には百二十六人の配転が行われたと思ひます。保険の外務員にとつて、自分が今度知らない地域に回りますと、やはり地域とのつながりがありませぬからなかなか成績は上がらない、これは確かにそういうことが言えるわけですが、地域に密着した事業運営が郵政省の看板であるわけですから、したがって、この人事交流の対象にするところの、安住は許さないというの、もつと成績を悪くするぞというおどしじやないかと思ふのです。

大体、六割もの職員を配転の対象にするということは異常であると思ひます。大混乱するだろう。この六割というのは、額にしましたらちやうど平均以下の人たちと対応するわけですね。実際にこんなことをやるつもりなのかどうか、お答えいただきたい。

○高木(繁)政府委員 今いろいろと東京管内の取り組みのお話がございました。東京郵政局管内、なかなかよくやっていると感持を持ってお聞きをしたところでございまして。

基本的に、保険の募集というのは職員の意欲いかにという部分が大きなものでございます。したがって、郵便局におきましては職員別の目標を定めて取り組むことにいたしておりました。これは職員の意欲喚起という面からは非常に望ましい策だと思ひます。なお、この自主目標の設定に当たりましては職員と管理者の間で何回も対話を行います。個人の能力でありますとか、あるいは過去の実績などをいろいろ考へまして、最終的に職員が意欲を持って取り組めるような目標を設定してもらつて、こういう取り組みをしているわけでございまして。それは結局、例えば先ほど平均目標よりも上回らな

ども、職員として働く以上はやはり平均以上を目指していただくのはいわば当然のことであろうというふうに思いますので、私は、そういう今の面からは決しておかしな話ではないというふうに感じたとところでございます。

それから、人事交流のお話でございますが、おっしゃるとおり、ことしの三月に全体で百二十八名の職員を郵便局を異にして、しかし保険外務職員同士の人事交流を行いました。そしてまた、局を異にして申し上げましたが、これは普通局単位のブロック、東京で申しますとさらに東京都内を十幾つかに分けたような、そういうブロックがございますが、そのブロック内の郵便局同士で配置転換を行ったというふうに聞いております。

したがって、先生がおっしゃいましたように、知らないところへ行つて成績も上がらなくなるんじゃないか、こういう御懸念は、全く違う県へ行くとというような形と比べますと全然違う状況じゃないかな。もともとブロック内ということでございますので、行った先の局の職員とも当然知り合います。そういう面から、今回の東京の人事交流と申しますのは、例えば職場環境を変えたり、あるいは市場環境を変えることによってその職員の能力の向上がさらに期待できる職員、そういう方を選定してこの人事交流の対象に考えたということでございますので、これはやはり能力向上の一環として非常に有用な策ではないかというふうに思っている次第でございます。

なお、千五百人というお話ございましたが、これは先生もおっしゃるように、全体二千五百の中の千五百を一発とかあるいは三年、五年でということ、これはちよつと常識的にはあり得ない話であろうというふうに私思います。そういう話は一切聞いておりません。

○矢島委員 各職場の管理職やあるいはこれは全通の多摩地区地本の資料ですけれども、人事交流についてというところには、対象者千四百人ほどというのが出ています。つまり、現場ではそういうことが盛んに言われているという事実があるんです

すが、今局長おっしゃられましたように、千五百人もやったら大変だ、そういうことではないということを確認させてよろしいですね。

○高木(繁)政府委員 三年とか五年とかいう短期の間にそれだけの者をがらつと動かすということはある得ない話だというふうに私考えております。

○矢島委員 いろいろと局長言われましたが、実際問題として現場では成績がなかなか上がらない職員もいるわけです。この安任を許すなどと言われて、五十代前半で退職勧奨が行われたとか、それから東京のある郵便局では、二十五年間勤続した四十八歳の職員がこれ以上はできないとして退職した、こういう話もあるし、それから、実際にある郵便局で「平成七年度簡易保険販売推進計画」という表をつくられたわけですが、その表を讀みますと、一年間二百四十六日働くことになっているんです。そうすると、三百六十五日から土曜と日曜と祝日を引きますと、ちよつとこの数になるんです。つまり、二百四十六日ということ、年休も有給休暇もとれないという状況の当てはめが各月ごとに、それから上旬、中旬、下旬とこの三つに分かれてつくられていっているんです。

時間がなくなりましてしたので、そういう実態もあるということだけ申し上げて、簡易保険の職員は民間の生保と比べてかなり頑張っていると思はれて思ふんです。というのは、事業費を収入保険料で割ったいわゆる事業費率というのを見ますと、一九八三年の一〇・二％から一九九三年では五・一五％と、十年間で半分近くまで落ちているんですね。これは民間生保のおおよそ半分以下なんです。つまり、事業費というものは、もちろん営業費を除いた保険事業の運営費あるいは職員の給与や手当などの人件費とか被服費とか、あるいは周知宣伝などの物件費だろつと思ふんですけれども、つまりそれだけ事業として金をかけずに保険収入が上ってきているというのがこの数字にあらわれていると思ふんですね。ですから、簡保職員は民間の生命保険会社より安上がり、しかもも保

料収入を上げてい、数字だけでいきますと二倍以上の効率。

その中で最後に大臣にお聞きしたいんですが、現在の職員は奮闘していると思ふんです。これを、先ほど詳しいことは省きましたが、年次有給休暇も計算に入れないような販売促進計画、こういうのが出されてくるあるいは配転ということも言われる。現場の職員にしたら、本当の意味での簡保事業に対する確信というものを失いかねないんですね。ですから、無理した目標の追求だとかあるいは違法の保険勧誘も懸念されているんですね。

先ほどの郵政局の文書で、郵政局長がこんなことを書いていられるんですね。「簡易保険に携わる職員の皆さんへ」という敬文があるんですが、「永年にわたり培ってきたお客さまの信頼を裏切り、簡易保険事業のみならず郵政事業全体のイメージを損なう保険関係犯罪も発生しています。」こういう文章も中に入っているんです。つまり、乱暴で一律な目標へのしりたたくではなくて、簡保事業への確信と誇り、こういうものを育てる方向で職員へのやる気を引き出す必要があるんじゃないか。特に、民間生保に比べても成績を上げてい現場の職員にとつて、保険料の値上げや勧誘の難しき、こういうものを棚上げして、運用は厳しいからだから保険をとつてい、こういうのはやる気を起こさないんじゃないかと思ふんですが、最後に。

○大出國務大臣 矢島さんのお話を聞いています、私がおのその実態を見ておりませんから。ただし、少しお話が極端な気がして聞いていましたね。

というのは、私は保険の専門家でございますし、保険募集を私自身が長年やってきて、優績者でもございまして、しかも、あわせて威勢のいい時代の、今余り威勢がよくなくなつたようですけども、威勢のいい時代の全通の京浜工業地帯の中心である横浜の鶴見郵便局の私は支部長をやつて、保険の外務の主任でございましたからね。保険というのは、募集したことのない人にどう

だこうだ言われても、実際にはわからないんです。保険の外務に長年いるという人は募集というものをよくわかつて、やろうと思つてやっているんですからね。集金やっている人は、奥さん割り当てがこう来るから来月入つてよという話から始まって、貸し付けやつていいる人は、貸し付けのときに条件つけて奥さんということをやつていいるわけですからね。そういうのを持たない当時の監視員というのは、飛び込みですから、飛び込みといつたらどの辺がいいかを考えてやつているわけですから、そういうところは、中には幾らどういふに苦勞しても保険の募集に合わない人はどうにも合わないんだ、これは。だから、中にはほかにかえてくれつてかわつていく人も局の中であるんですからね。だから、そういうところが頭につかないと、視点が。

それで、おっしゃる計算のほうも、もうからぬというのは死差益、費差益、利差益という三差益で成り立つていましてね、これは。経費というのは上がつてくるんですから、最近の人件費が上がれば。だから、今お話の中にあつた、ちよつと私は気になるところがあるんですが、こんなじゃないかなと、時間ないから申し上げませんけれども。だから、死差益が出過ぎて、死ななから死差益が出過ぎて、やたら死差益だけ出ちやつて、民保も片つ端、大きな赤字になつていた時期があるんです。この時期に簡易保険も千葉の浦安にカーサ・デ・かんぽをつくつた、非常にあれは民間に比べれば極めて安い形で入れ、一生入つていいる立派なものですが、死差益があれだけ出ているから、あのときには、そういう事情もありまして、一概に言えない。

一番大事なことは、あくまでも皆さんに職場で、これから募集をやる、割り当てがあつてもいいんだけれども、募集をやる皆さんにとつてんまで納得してもらつて、この必要があるということですよ。皆さんが納得して、よしじゃ主任、あんたどのぐらいつけてくれるかというふうな話になつて、このぐらいつけてあげよう、じゃ私はこのぐ

らいやりますよというようになくなって、トータルでおおむねこのぐらい募集実績を上げればこの局の責任が果たせるんだという数字があるんだから、そうなるよ、それじゃやろうと、こういうことにならなければ実績が上がらないんで、ですから、職場の中でつけたたきだなんというふうに思わせるようなことをやっていたら、これは実績が上がらない。

あくまでも、だから納得をし合ってやれる形をつくるということが私は一番大事だと思っております、ですから、激しい時代の全連の支部長をやって自分で保険の主任で募集やって成り立つたわけでございます、ですから、実態知りませんけれども、要するに、あくまでも御本人たちに納得をいただいて、事業の状態も運用の状態も納得をいただいて、やる気でもやっていたかどうか、ということにするのが一番いいんじゃないか。それで、労働条件の問題についてはきちっとやっぱり気をつけて、気配りを持ってやっていくということが必要だろうと思っておりますが、それだけ申し上げておきます。

○自見委員長 終ります。
○自見委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○自見委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会で協議の結果、御遠慮を願うことになりましたので、御了承を願います。

郵便振替法の一部を改正する法律案に対する討論の申し出はありませんので、これより各案について順次採決に入ります。
まず、郵便振替法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○自見委員長 賛成者起立) 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○自見委員長 ただいま議決いたしました郵便振替法の一部を改正する法律案に対し、虎島和夫君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。河村たかし君。

○河村(た)委員 ただいま議題となりました郵便振替法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

郵便振替法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 郵便振替制度について十分な周知を行うとともに、送金サービスの一層の充実を図る一方、すべての国民が、郵便局において国及び地方公共団体の各種公金の納付について口座振替を利用することができるように努めること。

一 利用者のニーズにより一層適時適切に対応する等のため、郵便振替法の振替の取扱等に関する規定の省令への委任等について検討すること。

以上のとおりであります。
この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会の質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
以上でございます。
○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
虎島和夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○自見委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

○大出國務大臣 ただいま郵便振替法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。
本委員会の審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。
まことにありがとうございます。(拍手)

○自見委員長 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。
○自見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○自見委員長 ただいま議決いたしました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、佐田玄一郎君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。佐田玄一郎君。

○佐田委員 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 国際金融・経済環境が変化する中で、金融自由化対策資金の運用に当たっては、リスク管理を十分行うとともに、郵便貯金資金の一層有利で確実な運用や地域への直接還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を図るなど、資金運用制度の改善・充実に努めること。

一 国営・非営利の個人の貯蓄機関としての郵便貯金事業の使命を踏まえ、高齢化社会の進展に対応した多様な商品・サービスの開発・提供に努めるなど、今後とも個人金融サービスのより一層の充実を図ること。

一 広く国民利用者の利便の向上を図るため、全国にはりめぐらされた郵便局ネットワークと、他機関との接続を積極的に進めること。

以上のとおりでありまして、この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会の質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
佐田玄一郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○自見委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。
○大出國務大臣 ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。
本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に

に尊重してまいりたいと存じます。
まことにありがとうございます。(拍手)

○自見委員長 次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○自見委員長 ただいま議決いたしました簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対し、虎島和夫君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。小沢鋭仁君。

○小沢(鋭)委員 ただいま議題となりました簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 金融の国際化の進展等急激に変化する社会経済環境の中で、加入者の利益の増進に資するため、簡易生命保険の積立金の一層安全・確実な運用ができるようリスク管理体制を強化するとともに、より効果的な分散投資が可能となるよう運用対象の多様化その他の資金運用制度の充実に努めること。

一 豊かで活力ある長寿福祉社会の実現に向けて、国民の自助努力を支援するため、国民のニーズに対応した新商品の開発やサービスの一層の充実、加入限度額の引上げ等の簡易生

命保険制度の改善を図るとともに、生命保険・個人年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案に係るものでありまして、案文は当委員会の質疑等を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

虎島和夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 起立多数。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○大出國務大臣 ただいま簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきまして、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。(拍手)

○自見委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○自見委員長 内閣提出、参議院送付、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

郵便法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大出國務大臣 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状などにかんがみ、利用者に対するサービスの向上などを図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止するとともに、郵便に関する料金を前払い式カードにより納付することができることとし、及び料金後納に係る担保を免除する者を追加する措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止し、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとしております。

第二に、郵政大臣が発行している一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードを使用し、当該カードに記録されている金額の範囲内において、郵便に関する料金を納付することができることとしております。

第三に、料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付している者を加えることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月を経過した日からといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

今後とも安定した郵便の送達を確保することはもとより、利用者のニーズに即応したサービスの改善を図り、国民各位の期待にこたえるよう努力していく所存でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る五月十日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「で、省令で」を「のうち、広告郵便物第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。次項において同じ。」及び「いう。次項において同じ。」につき「いう。」

につき、審議会に諮問した上、に改め、「その合計額の百分の十五(往復葉書にあつては、百分の七)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第三項中「前項の」の下に「規定により広告郵便物について」を加え、「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、「につき」の下に「審議会に諮問した上」を加え、「その総計額の百分の三十(往復葉書にあつては、

百分の十五)に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第二項を削る。

第二十七条の七中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

次に掲げる者に対しては、前項の担保を免除する。

一 官公署

二 特別の法律をもつて設立された法人(郵政大臣の指定するものに限る。)

三 後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの

四 後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者

第三十二条第五項中「前項の規定により、」を「前項第三号の」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十三条第三項のカードについては、省令の定めるところにより、郵便に関する料金を納付するためにこれを使用したときは、当該カードに記録された金額から控除された金額に相当する額の料金の納付があつたものとする。

第三十二条の二第七項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十三条第三項中「であつて、」の下に「当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付すること並びに」を加える。

第九十五条第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審議会への諮問)
2 改正後の第二十七条の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

理由

郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限を廃止するとともに、郵便に関する料金を前払式カードにより納付することができるとし、及び料金後納に係る担保を免除する者を追加する必要がある。これが、法律案を提出する理由である。